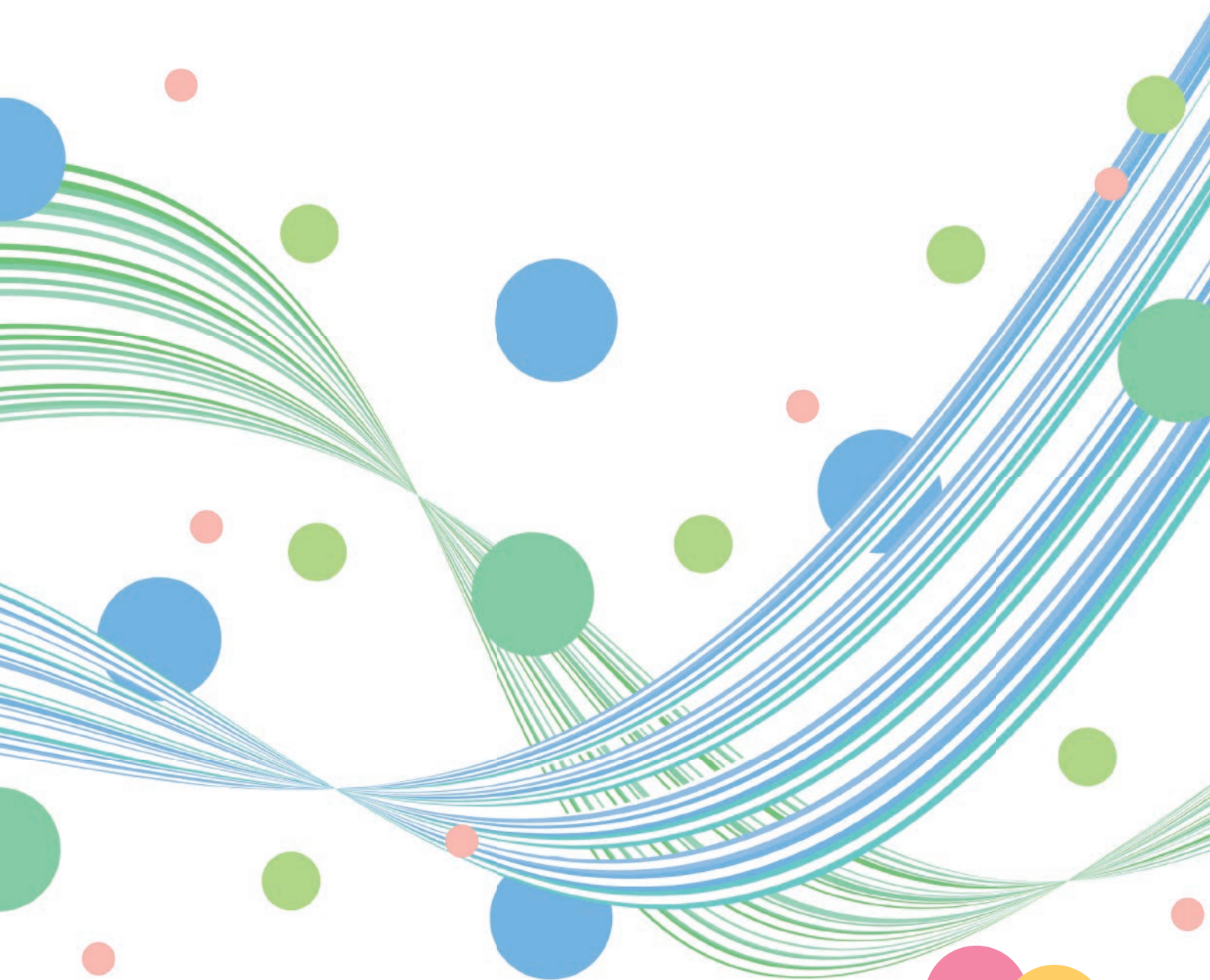


お客様の想いをカタチに

DISCLOSURE

2022



ごあいさつ

皆さまには、平素より成協信用組合をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和3年度第48期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

当組合は、地域の協同組織金融機関として地域社会の経済発展に寄与すべく、中小企業者や勤労者の皆さまにお役に立つ金融機関として努めております。

これからも、コンプライアンス態勢等の強化による信頼の維持向上に努め、お取引先の皆さまの利便性を高める方策を積極的に取り入れ、幅広いサービスを提供することで、地域の皆さまに信頼され親しまれる信用組合として、努力を続けてまいりますので、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

会 長 木 下 賢 造
理事長 大 村 佳 三

当組合の概要

- 名 称 成協信用組合
- 本店所在地 大阪府東大阪市足代南1丁目11-9
- 電話番号 06-4307-1000（代）
- 店舗数 18店舗
- 職員数 255名
- 組合員数 38,561名
- 出資金 76億36百万円
- 預金量 3,298億36百万円
- 融資量 2,059億52百万円

組合員の推移

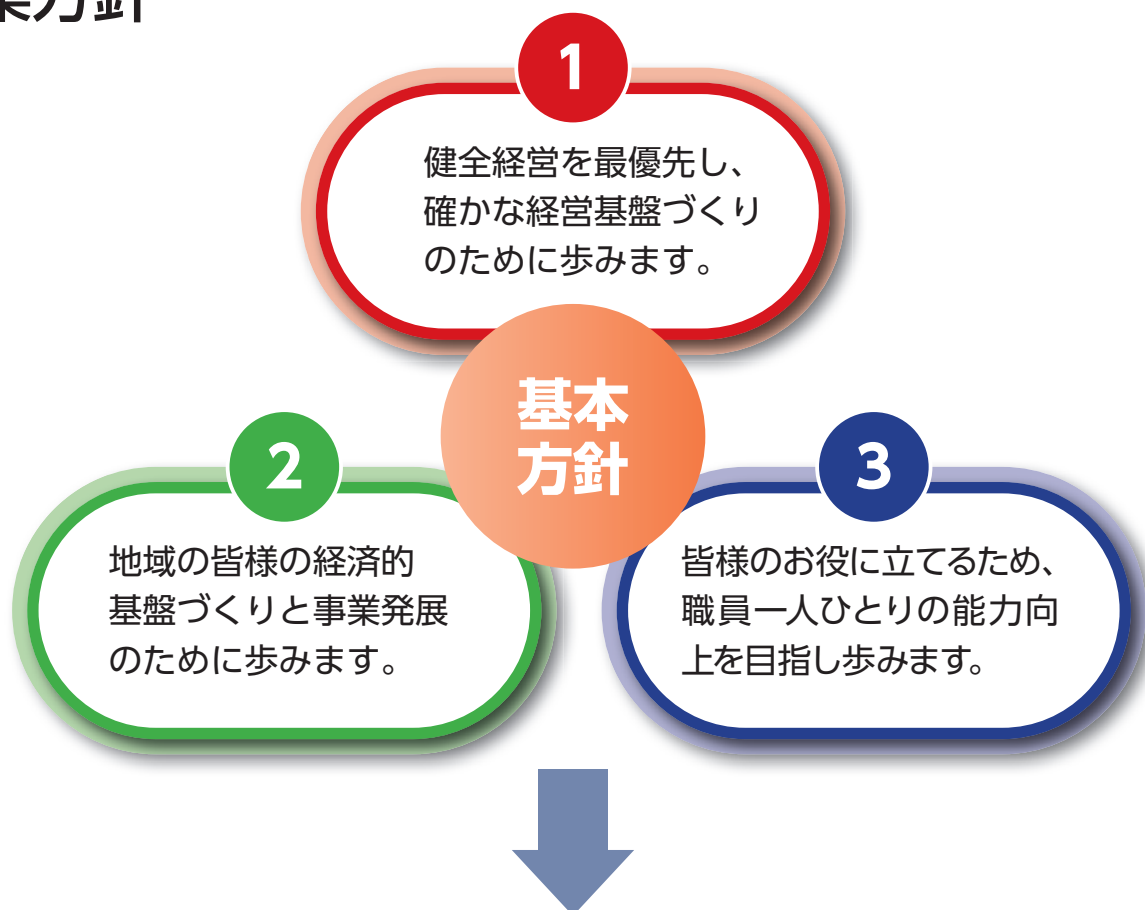
（単位：人）

区 分		令和2年度末	令和3年度末
個 人		34,676	34,989
法 人		3,552	3,572
合 計		38,228	38,561

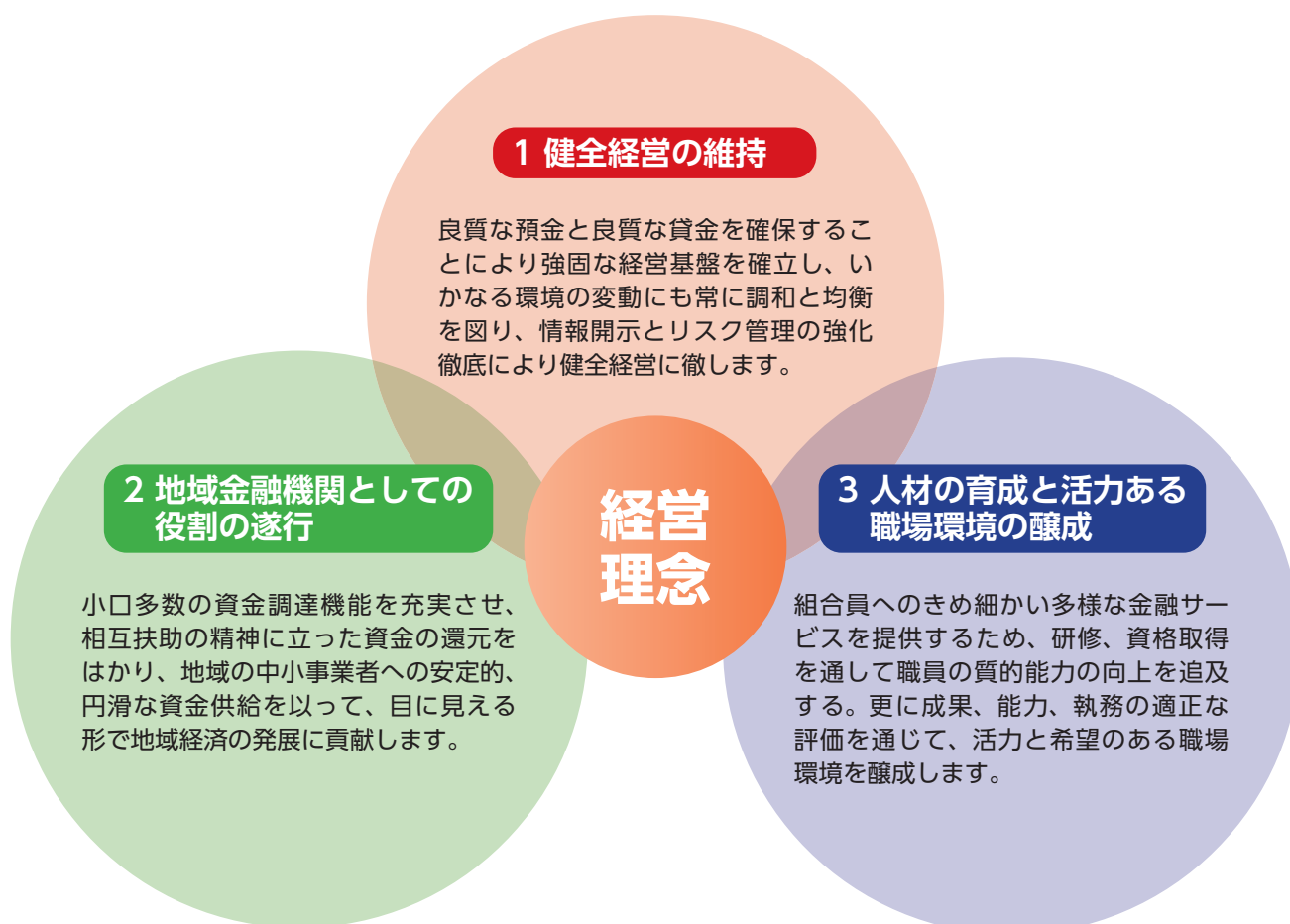
当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和26年10月25日 平野信用組合設立
- 昭和27年11月18日 大阪南信用組合設立
- 昭和49年10月1日 上記、組合の対等合併により、成協信用組合として創立発足
- 平成10年12月14日 太平信用組合から事業譲り受け
- 平成11年1月11日 大和信用組合から事業譲り受け、本店を大阪市平野区から東大阪市足代南へ移転
- 平成11年2月8日 日本貯蓄信用組合から事業譲り受け
- 平成11年3月8日 河内信用組合から事業譲り受け
- 平成12年3月21日 河内長野支店、新店舗へ移転現在に至る
- 平成14年5月20日 南支店を松屋町支店に統合
- 平成14年5月27日 鴻池支店を大東支店に統合
- 平成14年6月17日 四條畷支店を大東支店に統合
- 平成14年6月24日 茨木支店を香里支店に統合
- 平成14年7月22日 此花支店を大正支店に統合
- 平成18年10月10日 北野田支店、新店舗へ移転現在に至る
- 平成28年11月21日 松屋町支店を本店営業部に統合
- 令和3年10月18日 大正支店、新店舗へ移転現在に至る

事業方針

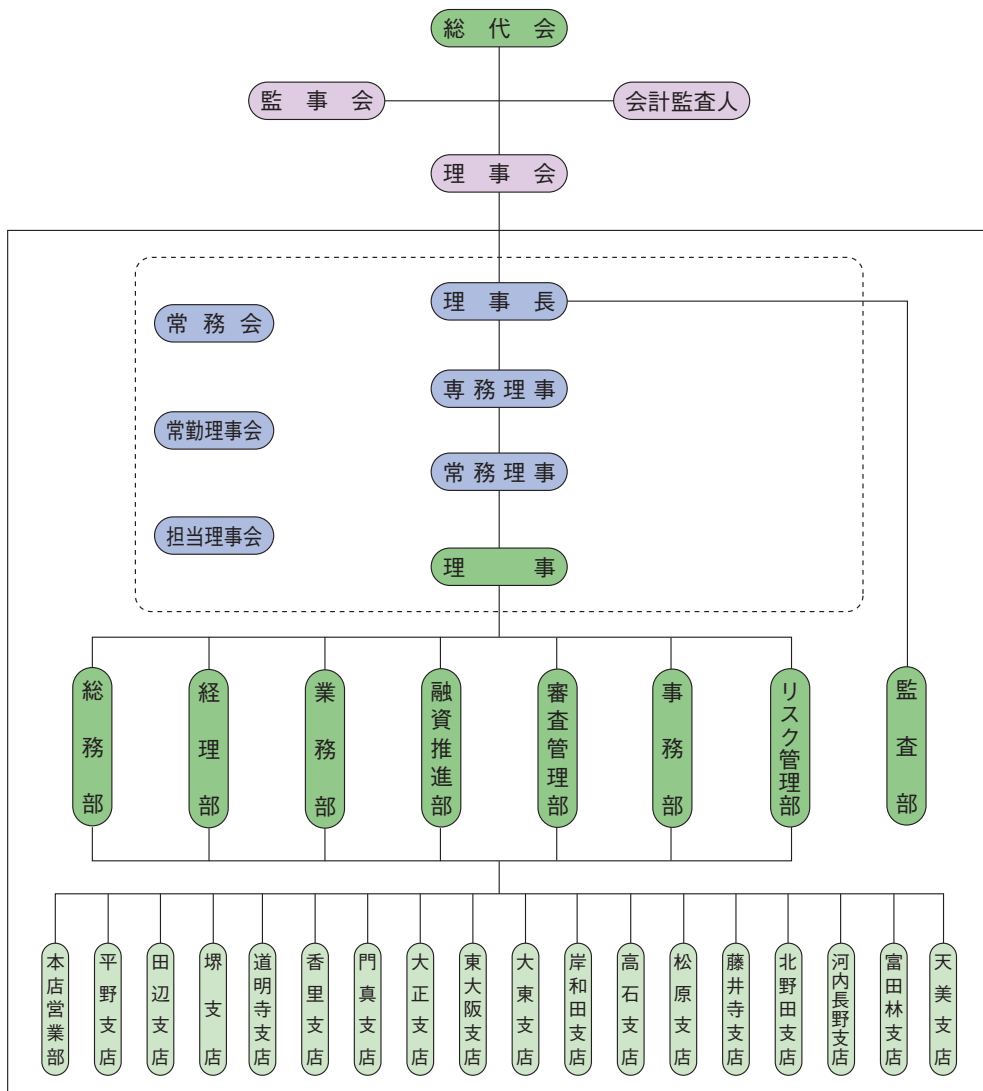


当組合は、中小企業者や勤労者を中心とした組合員の相互扶助の精神に基づき、地域金融機関としての公共性も自覚し、組合員の経済的地位の向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを目的とします。



役員・組織図

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) (令和4年6月23日現在)

理 事 長	常 勤 理 事	非常勤理事会長
大 村 佳 三	川 口 和 美	木 下 賢 造
常 務 理 事	東 條 広 志	非常勤理事
戸 井 眞 治 (※)	山 口 進 司	山 口 貴 久
浜 田 弘 樹	岡 田 孝 浩	常 勤 監 事
	仲 谷 幸 司	加 藤 哲 也
		非常勤監事
		谷 口 政 彦
		員 外 監 事
		佐 近 一 利

令和3年度 経営環境・事業概況

経営環境・事業概況

令和3年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の発生から2年以上経過しワクチン接種も浸透してきたものの、新たに変異したオミクロン株の発生により、まだまだ先行きを見通せる状況にはありません。

また、令和4年2月に発生したロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発して、原油価格の高騰によるエネルギーコストや生活関連物資の値上がりは、原油をはじめとする原材料の殆どを輸入に依存する我が国にとって、中小企業・小規模事業者には、更に厳しい経営環境となっています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や、ウクライナ問題による供給面での制約及び原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等による影響を十分注視する必要があります。

このような環境の下、当組合は、地域金融機関として組合員を中心に顧客一人ひとりに寄り添った取組みを行ってまいりました。特に貸出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する伴走支援型特別保証制度による資金繰り支援や、日本政策金融公庫との連携を通じて、新たに事業を始められる方には創業支援融資によるサポートを行い、既存融資先には事業再生支援融資・事業承継支援融資とともに、資本金劣後ローンの導入により、事業者の財務体質強化を目指して支援を図ってまいりました。

その結果、令和4年3月末預金量3,298億円、貸出金量2,059億円を確保すると共に、当期純利益1,579百万円、出資金76億円、自己資本比率9.38%、不良債権比率2.63%となり、令和3年度の決算を終了いたしました。これもひとえに組合員の皆様、お取引先の皆様のご支援の賜と深く感謝申し上げます次第でございます。

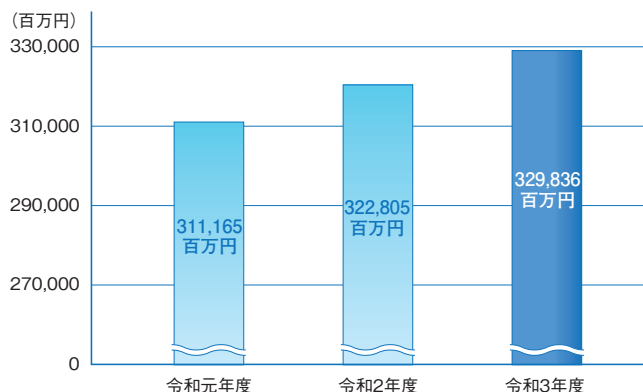
令和4年度につきましては、引き続き取引先の資金繰りを支えるとともに、日本政策金融公庫等との連携による資本金劣後ローンの導入により、財務体質の強化を図り、中小企業・小規模事業者が不安なく事業・生活の維持に取り組めるよう、スピード感をもって金融仲介機能を発揮し、地元金融機関として地域社会のために、最大限の顧客支援に取り組んでまいります。

また、役職員全員がコンプライアンスの重要性を十分認識し、リスク管理態勢並びに内部管理態勢の強化を行い、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、サイバーセキュリティ対策、並びに経営基盤の充実と健全経営を実行してまいります。これからも、地域に密着した金融機関として、幅広い金融サービスを提供させて頂く所存であります。

今後とも、中小企業・小規模事業者の皆様、勤労者の皆様への円滑な資金供給に努めるとともに、組合員の皆様のお役に立つ信用組合として努力を続けてまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

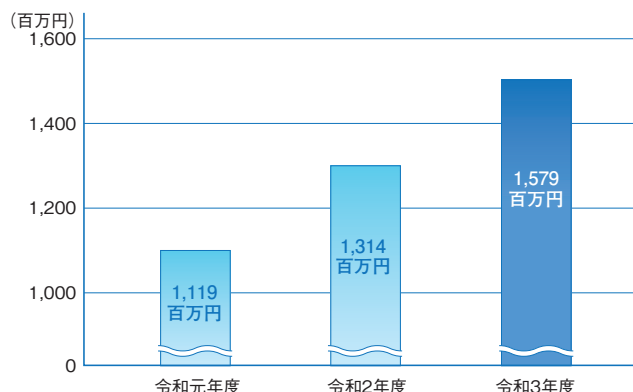
令和3年度 業績の報告

預金積金残高



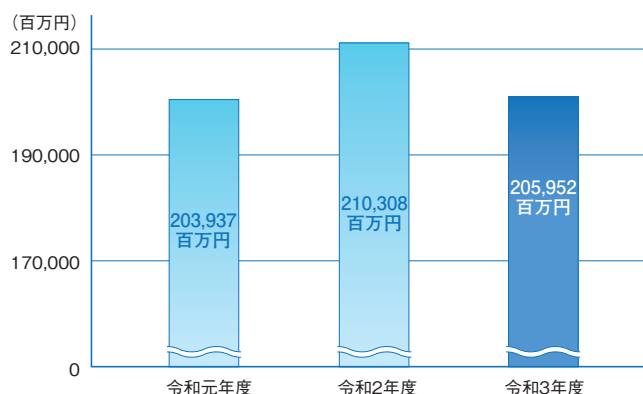
令和3年度においても新型コロナウイルス感染拡大により、万全な感染防止策を講じた訪問活動の徹底を行いました。10月1日から12月30日の期間に定期預金キャンペーンを実施した結果、総預金では前年対比7,031百万円増加し、期末残高329,836百万円となりました。

当期純利益



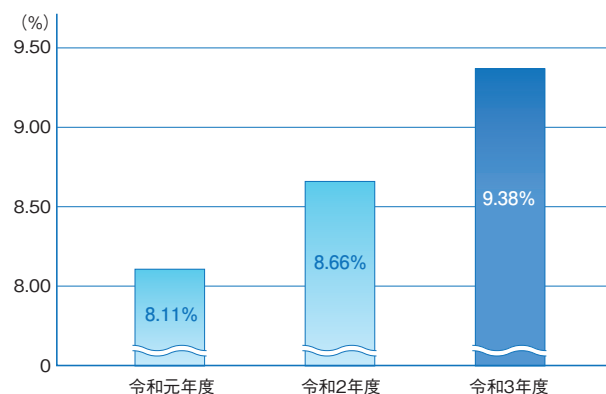
経常利益からその年限りの特別な利益や損失を加減し、税金を控除した最終利益です。令和3年度は1,579百万円となりました。

貸出金残高



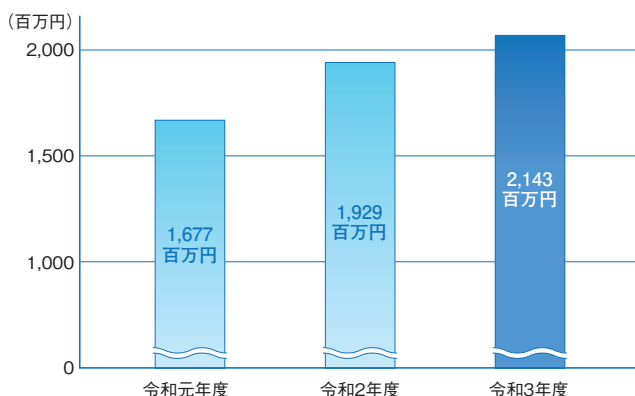
貸出金においては、前年度同様中小・小規模事業者への支援を第一に取組みを行い、一定の成果は見られましたが、物件売却等による回収により前期末対比4,356百万円の減少となりました。公庫連携融資は136件2,179百万円（当組合788百万円、公庫1,391百万円）を行うとともに、内創業支援融資33件（当組合74百万円、公庫163百万円）並びに経営安定化ローン9件（当組合209百万円、公庫532百万円）を実行致しました。

自己資本比率



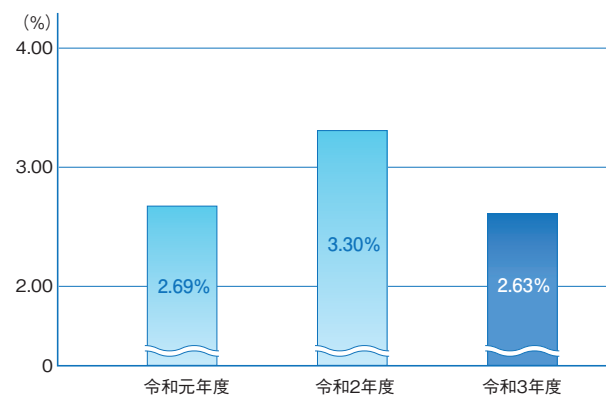
金融機関が保有する資産に対して自己資本の割合を示す比率で、企業の健全性・安全性を計る指標です。当組合は国内基準に該当し4%以上を求められておりますが、令和3年度は9.38%を確保しました。

経常利益



金融機関が行う営業活動により得られる利益です。収益では貸出金による資金運用収益等、費用では預金による資金調達費用や経費等が該当します。令和3年度は2,143百万円を計上することができました。

不良債権比率



不良債権比率とは、すべての貸出金、債務保証等の合計額のうち、実際に返済が不能なものや一定期間以上滞っているものがどれくらいあるかを表す数字です。令和3年度は2.63%となりました。

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資産の部)	令和2年度	令和3年度
現金	3,499,084	2,796,626
預 け 金	152,610,190	166,285,103
有 価 証 券	2,758,409	2,552,563
国 債	—	—
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	906,790	1,204,220
株 式	496,580	497,979
そ の 他 の 証 券	1,355,038	850,364
貸 出 金	210,308,072	205,952,323
割 引 手 形	315,632	107,388
手 形 貸 付	19,724,929	17,415,425
証 書 貸 付	189,398,233	186,671,826
当 座 貸 越	869,276	1,757,682
そ の 他 資 産	1,483,839	1,481,428
未 決 済 為 替 貸	11,518	13,875
全信組連出資金	1,136,600	1,136,600
前 払 費 用	990	1,980
未 収 収 益	157,669	173,752
そ の 他 の 資 産	177,061	155,220
有 形 固 定 資 産	3,183,413	3,207,479
建 物	374,120	324,628
土 地	2,688,708	2,748,563
リ ー ス 資 産	1,515	116
建 設 仮 勘 定	—	34,560
その他の有形固定資産	119,067	99,611
無 形 固 定 資 産	88,824	85,112
ソ フ ト ウ ェ ア	7,868	4,317
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	80,956	80,794
前 払 年 金 費 用	293,539	334,531
繰 延 税 金 資 産	28,817	113,132
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	38,928	32,437
貸 倒 引 当 金	△ 1,595,369	△ 1,689,707
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,355,083)	(△ 1,401,596)
資 産 減 損 引 当 金	△ 8,831	△ 8,741
資 産 の 部 合 計	372,688,918	381,142,289

科 目	金 額	
(負債の部)	令和2年度	令和3年度
預 金 積 金	322,805,263	329,836,572
当 座 預 金	5,855,410	6,228,119
普 通 預 金	61,170,834	62,680,590
貯 蓄 預 金	31,286	32,194
通 知 預 金	1,001,518	551,941
定 期 預 金	243,311,352	249,273,446
定 期 積 金	11,065,678	10,699,673
そ の 他 の 預 金	369,184	370,607
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	27,000,000	26,800,000
借 入 金	27,000,000	26,800,000
そ の 他 負 債	1,615,908	1,548,526
未 決 済 為 替 借	25,460	22,278
未 払 費 用	534,744	473,208
給 付 補 填 備 金	19,015	18,774
未 払 法 人 税 等	569,462	620,549
前 受 収 益	138,548	113,544
払 戻 未 済 金	9,771	2,066
職 員 預 り 金	241,713	236,627
リ ー ス 債 務	1,515	116
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	75,674	61,359
賞 与 引 当 金	106,400	105,600
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役員退職慰労引当金	227,883	259,921
睡眠預金払戻損失引当金	3,308	676
偶 発 損 失 引 当 金	2,352	2,229
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	39,173	39,173
債 務 保 証	38,928	32,437
負 債 の 部 合 計	351,839,218	358,625,137
(純資産の部)		
出 資 金	7,434,040	7,636,750
普 通 出 資 金	7,434,040	7,636,750
利 益 剰 余 金	13,191,973	14,698,422
利 益 準 備 金	2,968,677	3,118,677
その他利益剰余金	10,223,296	11,579,745
特 別 積 立 金	1,792,254	1,792,254
当期末処分剰余金	8,431,042	9,787,491
組 合 員 勘 定 合 計	20,626,013	22,335,172
その他有価証券評価差額金	122,954	81,248
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	100,731	100,731
評価・換算差額等合計	223,686	181,979
純 資 産 の 部 合 計	20,849,699	22,517,152
負債及び純資産の部合計	372,688,918	381,142,289

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券については時価法、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- | 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
|---------------------|---|
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 53百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 193百万円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条2号に定める法律に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。 |
- ※同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 86百万円
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | 建 物 | 3年～47年 |
|-----|--------|
| その他 | 2年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業店、二次査定を審査管理部、三次査定を監査部が資産査定を実施しております。
8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- 当組合は、全国信用組合厚生年金基金（複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（確定給付企業年金基金））を採用しておりますが、確定給付企業年金制度に移りました。全国信用組合厚生年金基金は、法令に基づき厚生年金基金の令和2年度決算（令和3年3月31日）は行っておりません。下記の年金資産額等の諸数値は、令和元年度決算数値を基に令和2年12月に厚生労働大臣宛に確定給付企業年金制度への認可申請を行った数値を使用しています。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | 年金資産の額 | 238,577百万円 |
|-------------------------------|------------|
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 229,590百万円 |
| 差引額 | 8,987百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在）
- 1.315%
- (3) 補足説明
- 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円及び別途積立金24,753百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金25百万円を費用処理しております。
- なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 資産減損引当金は、与信関連資産以外の資産のうち有価証券および債務保証見返以外の資産に係る資産査定に基づく損失見込額に相当する額を引き当てております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 会計方針の変更
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- また、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。
- なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してありません。
17. 表示方法の変更
- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日

内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

18. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、審査管理部及びリスク管理部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、市場リスク管理規程に従い、過去の金利変動から予想した損失額、金利ショックに対する経済価値の減少額、極端な金利変動を想定し計測した損失額等により金利の変動リスクを管理しております。
- これらの金利リスクの管理は経理部により行われ、リスク管理部がチェックし、理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当組合は、市場リスク管理規程に従い、過去の為替変動から予想した損失額、極端な為替変動を想定し計測した損失額等により為替の変動リスクを管理しております。
- これらの為替リスクの管理は経理部により行われ、リスク管理部がチェックし、理事会に報告しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 当組合は、市場リスク管理規程に従い、過去の価格変動から予想した損失額、極端な価格変動を想定し計測した損失額等により価格の変動リスクを管理しております。
- これらの価格変動リスクの管理は経理部により行われ、リスク管理部がチェックし、理事会に報告しております。
- また、有価証券においては、経理部において日常的に評価損益を把握しております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、金利リスクの影響を受ける主要な金融商品は、預金、貸出金、有価証券及び預け金であります。また、有価証券においては、為替リスク及び価格変動リスクの影響も受けております。これら金融資産及び金融負債についての市場リスク量をバリュエ・アット・リスクにより計測し、リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。当組合のバリュエ・アット・リスクは、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。令和4年3月31日現在の当組合の市場リスク量は（損失額の推計値）282百万円です。
- なお、有価証券についてはバリュエ・アット・リスクで推計したリスク量と実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、バリュエ・アット・リスクの精度を検証しております。
- 但し、バリュエ・アット・リスクは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率で市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉出来ない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、資金繰りの状況、見通し、緊急時を想定した損失額の把握により流動性リスクの管理を行っております。
- これらの流動性リスクの管理は経理部により行われ、リスク管理部及び理事へ報告しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
19. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコーポレート・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|------------|----------|
| (1) 預け金 | 166,285百万円 | 166,446百万円 | 161百万円 |
| (2) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 2,472百万円 | 2,472百万円 | 一百万円 |
| (3) 貸出金 | 205,952百万円 | | |
| 貸倒引当金 | △1,689百万円 | | |
| | 204,262百万円 | 206,400百万円 | 2,137百万円 |
| 金融資産合計 | 373,020百万円 | 375,319百万円 | 2,299百万円 |
| (1) 預金積金 | 329,836百万円 | 331,125百万円 | 1,288百万円 |
| (2) 借入金 | 26,800百万円 | 26,800百万円 | 一百万円 |
| (3) 職員預り金 | 236百万円 | 236百万円 | 一百万円 |
| 金融負債合計 | 356,873百万円 | 358,161百万円 | 1,288百万円 |
- (注1) 金融商品の時価等の評価方法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、20.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)職員預り金

職員預り金は要求払預金であるため、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表 計 上 額
非上場株式	79百万円
全国信用協同組合連合会出資金	1,136百万円
その他の出資金	0 百万円
合計	1,216百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	166,285百万円	1百万円	1百万円	1百万円	1百万円	1百万円
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	1百万円	704百万円	500百万円	199百万円	1百万円	98百万円
貸出金	36,330百万円	14,754百万円	10,314百万円	10,835百万円	10,037百万円	115,957百万円
合計	202,615百万円	15,458百万円	10,814百万円	11,035百万円	10,037百万円	116,056百万円

※貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金	252,104百万円	35,183百万円	40,932百万円	1,090百万円	525百万円	1百万円
借入金	800百万円	1百万円	10,000百万円	16,000百万円	1百万円	1百万円
職員預り金	236百万円	1百万円	1百万円	1百万円	1百万円	1百万円
合計	253,141百万円	35,183百万円	50,932百万円	17,090百万円	525百万円	1百万円

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券で区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券で区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	136百万円	102百万円	33百万円
債 券	1,204百万円	1,200百万円	4 百万円
国 債	1百万円	1百万円	1百万円
地方債	1百万円	1百万円	1百万円
社 債	1,204百万円	1,200百万円	4 百万円
その他	552百万円	400百万円	152百万円
小計	1,892百万円	1,702百万円	190百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	281百万円	357百万円	△75百万円
債 券	1百万円	1百万円	1百万円
国 債	1百万円	1百万円	1百万円
地方債	1百万円	1百万円	1百万円
社 債	1百万円	1百万円	1百万円
その他	298百万円	300百万円	△ 1 百万円
小計	580百万円	657百万円	△77百万円
合計	2,472百万円	2,359百万円	112百万円

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

22. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額 150百万円	売却益 58百万円	売却損 1百万円	
23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。				
	1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10 年 超
債 券	100百万円	1,204百万円	100百万円	100百万円
国 債	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円
地方債	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円
社 債	100百万円	1,204百万円	100百万円	100百万円
その他	100百万円	199百万円	98百万円	100百万円
合計	100百万円	1,404百万円	98百万円	100百万円

24. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、松原市の土地・建物の一部を賃貸している不動産を保有しております。

25. 賃貸不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
141百万円	124百万円
26. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,879百万円
危険債権額	1,674百万円
三月以上延滞債権額	218百万円
貸出条件緩和債権額	657百万円
合計額	5,430百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、危険債権は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。その額面金額は107百万円であります。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,884百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 有形固定資産の減価償却累計額 1,703百万円

30. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リーダープリンター等についてリース契約により使用しています。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	254百万円
賞与引当金	33百万円
役員退職慰労引当金	72百万円
減価償却超過額	9 百万円
その他	91百万円
繰延税金資産小計	461百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△223百万円
評価性引当額小計	△223百万円
繰延税金資産合計	238百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	93百万円
その他の有価証券評価差額（純額）	31百万円
繰延税金負債合計	125百万円
繰延税金資産の純額	113百万円

32. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預 け 金	28,240百万円
	有 価 証 券	200百万円
担保資産に対応する債務	借 入 金	26,800百万円
上記のほか、為替取引及び日本銀行歳入復代埋店取引のために預け金5,010百万円を担保として提供しております。		
33. 出資1口当たりの純資産額は147円42銭です。		

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	5,971,227	5,921,450
資 金 運 用 収 益	5,682,686	5,639,650
貸 出 金 利 息	5,452,319	5,353,319
預 け 金 利 息	146,829	155,844
買 入 手 形 利 息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	48,142	45,698
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	35,394	84,788
役 務 取 引 等 収 益	230,982	199,914
受入為替手数料	47,570	36,885
その他の役務収益	183,412	163,029
そ の 他 業 務 収 益	5,778	5,717
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	5,778	5,717
そ の 他 経 常 収 益	51,780	76,167
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株 式 等 売 却 益	32,619	58,085
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	19,161	18,082
経 常 費 用	4,041,791	3,778,414
資 金 調 達 費 用	696,228	658,818
預 金 利 息	680,242	643,042
給付補填備金繰入額	13,139	12,891
その他の支払利息	2,845	2,884
役 務 取 引 等 費 用	120,361	109,574
支払為替手数料	15,244	11,302
その他の役務費用	105,116	98,271
そ の 他 業 務 費 用	1,724	732
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,724	732
経 費	2,602,665	2,796,338
人 件 費	1,844,886	1,985,972
物 件 費	722,080	720,006
税 金	35,697	90,359
そ の 他 経 常 費 用	620,812	212,951
貸倒引当金繰入額	610,320	197,813
貸 出 金 償 却	2	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	25	3,381
その他の経常費用	10,464	11,756
経 常 利 益	1,929,436	2,143,035

科 目	令和2年度	令和3年度
特 別 利 益	—	153
固 定 資 産 処 分 益	—	63
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	90
特 別 損 失	21,696	230
固 定 資 産 処 分 損	149	230
減 損 損 失	21,546	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	1,907,740	2,142,958
法人税、住民税及び事業税	581,730	631,949
法 人 税 等 調 整 額	11,988	△ 68,095
法 人 税 等 合 計	593,718	563,854
当 期 純 利 益	1,314,021	1,579,104
繰越金（当期首残高）	7,117,020	8,208,386
土地再評価差額金取崩額	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	8,431,042	9,787,491

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 10円48銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	8,431,042	9,787,491
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	222,655	235,355
利 益 準 備 金	150,000	160,000
普通出資に対する配当金	72,655	75,355
	(年1.0%の割合)	(年1.0%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(一円につき一円の割合)	(一円につき一円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(一円につき一円の割合)	(一円につき一円の割合)
特 別 積 立 金	—	—
繰越金（当期末残高）	8,208,386	9,552,136

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第48期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日
成協信用組合
理事長 大村佳三

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性及び透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「KDA 監査法人」の監査を受けております。

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 収 益	5,682,686	5,639,650
資 金 調 達 費 用	696,228	658,818
資 金 運 用 収 支	4,986,458	4,980,831
役 務 取 引 等 収 益	230,982	199,914
役 務 取 引 等 費 用	120,361	109,574
役 務 取 引 等 収 支	110,621	90,340
そ の 他 業 務 収 益	5,778	5,717
そ の 他 業 務 費 用	1,724	732
そ の 他 の 業 務 収 支	4,053	4,985
業 務 粗 利 益	5,101,133	5,076,157
業 務 粗 利 益 率	1.41%	1.36%
業 務 純 益	2,437,767	2,264,031
実 質 業 務 純 益	2,540,439	2,311,856
コ ア 業 務 純 益	2,540,439	2,311,856
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	2,540,439	2,311,856

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度、令和3年度とも該当ありません)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100

3. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役 務 取 引 等 収 益	230,982	199,914
受 入 為 替 手 数 料	47,570	36,885
そ の 他 の 受 入 手 数 料	183,403	163,014
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	9	14
役 務 取 引 等 費 用	120,361	109,574
支 払 為 替 手 数 料	15,244	11,302
そ の 他 の 支 払 手 数 料	80,457	58,568
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	24,659	39,702

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	1,844,886	1,985,972
報 酬 給 料 手 当	1,648,607	1,638,654
退 職 給 付 費 用	△ 50,109	79,065
そ の 他	246,388	268,251
物 件 費	722,080	720,006
事 務 費	316,348	300,290
固 定 資 産 費	117,065	118,844
事 業 費	87,416	86,192
人 事 厚 生 費	21,868	31,456
有 形 固 定 資 産 償 却	78,144	84,657
無 形 固 定 資 産 償 却	3,629	3,712
そ の 他	97,608	94,853
税 金	35,697	90,359
経 費 合 計	2,602,665	2,796,338

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受 取 利 息 の 増 減	115,594	△ 43,036
支 払 利 息 の 増 減	△ 52,121	△ 37,409

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	5,142,893	5,238,385	5,838,612	5,971,227	5,921,450
経 常 利 益	1,509,418	1,504,660	1,677,060	1,929,436	2,143,035
当 期 純 利 益	1,080,344	1,084,179	1,119,509	1,314,021	1,579,104
預 金 積 金 残 高	277,633,207	302,672,951	311,165,497	322,805,263	329,836,572
貸 出 金 残 高	171,915,957	191,237,646	203,937,669	210,308,072	205,952,323
有 価 証 券 残 高	10,998,482	10,635,241	2,184,281	2,758,409	2,552,563
総 資 産 額	321,745,491	348,205,707	358,476,177	372,688,918	381,142,289
純 資 産 額	16,410,577	17,745,051	19,115,427	20,849,699	22,517,152
自己資本比率（単体）	8.15%	7.92%	8.11%	8.66%	9.38%
出 資 総 額	6,402,274	6,778,227	7,139,579	7,434,040	7,636,750
出 資 総 口 数	128,045,488口	135,564,559口	142,791,580口	148,680,804口	152,735,003口
出資に対する配当金	62,335	65,743	69,423	72,655	75,355
職 員 数	264人	265人	261人	255人	255人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和2年度	360,205 百万円	5,682,686 千円	1.57 %
	令和3年度	370,856	5,639,650	1.52
	令和2年度	205,990	5,452,319	2.64
	令和3年度	207,524	5,353,319	2.57
	令和2年度	150,856	146,829	0.09
	令和3年度	160,149	155,844	0.09
	令和2年度	2,222	48,142	2.16
	令和3年度	2,046	45,698	2.23
資 金 調 達 勘 定	令和2年度	343,576	696,228	0.20
	令和3年度	353,133	658,818	0.18
	令和2年度	316,493	693,382	0.21
	令和3年度	326,046	655,933	0.20
	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
	令和2年度	26,845	—	—
	令和3年度	26,846	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2年度18百万円、3年度20百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息（2年度、3年度ともに該当ありません）を、それぞれ控除して表示しております。

●先物取引の時価情報..... 該当事項はございません

●オフバランス取引の状況..... 該当事項はございません

●オプション取引の時価情報..... 該当事項はございません

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.57	1.52
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.94	0.96
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.63	0.56

(注) 資金運用利回 = 資金運用収益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

資金調達原価率 = (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費) / 資金調達勘定平均残高 × 100

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	5	5
そ の 他 業 務 収 益 合 計	5	5

経理・経営内容

預貸率及び預証率

(単位：％)

区 分		令和2年度	令和3年度
預 貸 率	(期 末)	65.15	62.44
	(期 中 平 均)	65.08	63.64
預 証 率	(期 末)	0.85	0.77
	(期 中 平 均)	0.70	0.62

(注) 1. 預貸率＝貸出金／(預金積金＋譲渡性預金(2年度、3年度とも該当ありません))×100
2. 預証率＝有価証券／(預金積金＋譲渡性預金(2年度、3年度とも該当ありません))×100

総資産利益率

(単位：％)

区 分		令和2年度	令和3年度
総 資 産 経 常 利 益 率		0.52	0.56
総 資 産 当 期 純 利 益 率		0.35	0.41

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 総資産当期純利益率＝当期純利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

有価証券の時価等情報

- 売買目的有価証券……………該当事項はございません
- 商品有価証券の種類別平均残高……………該当事項はございません

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超 え る も の	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	200	201	0	—	—	—
	小 計	200	201	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超 え な い も の	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		200	201	0	—	—	—

(注) 上記の「その他」は、外国証券です。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの……………該当事項はございません

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	79	79
合 計	79	79

経理・経営内容

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	91	68	23	136	102	33
	債 券	407	400	7	1,204	1,200	4
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	407	400	7	1,204	1,200	4
	そ の 他	854	647	207	552	400	152
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	1,353	1,115	238	1,892	1,702	190
	株 式	324	391	△ 66	281	357	△ 75
	債 券	499	500	△ 0	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	499	500	△ 0	—	—	—
	そ の 他	299	300	△ 0	298	300	△ 1
	小 計	1,124	1,191	△ 67	580	657	△ 77
合 計		2,477	2,307	170	2,472	2,359	112

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託

- 運用目的の金銭の信託……………該当事項はございません
- 満期保有目的の金銭の信託……………該当事項はございません
- その他の金銭の信託……………該当事項はございません

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	17,933	18,324
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	11,683	11,441

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	1,265	1,293
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	824	807

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	63,264	20.0	70,258	21.5
定 期 性 預 金	253,229	80.0	255,787	78.5
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	316,493	100.0	326,046	100.0

- 財形貯蓄残高……………該当事項はございません

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分		令和2年度末		令和3年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
個 人 一 般 法 人 金 融 機 関 公 司	人	258,874	80.2	265,229	80.4
	人	63,930	19.8	64,607	19.6
	人	61,762	19.1	62,750	19.0
	関	58	0.0	81	0.0
	金	2,109	0.7	1,775	0.6
合 計		322,805	100.0	329,836	100.0

資金調達

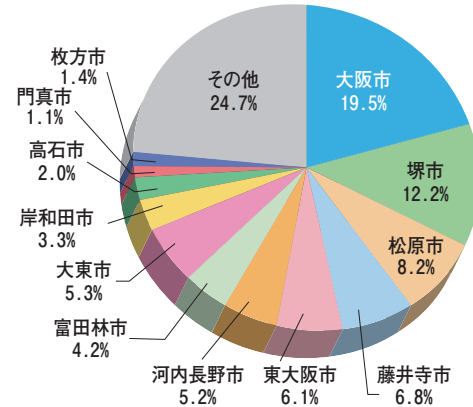
定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	243,311	249,273
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	243,311	249,273

地区別預金残高比率

令和4年3月末現在



資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	561	0.3	109	0.0
手形貸付	18,704	9.1	18,634	9.0
証書貸付	185,830	90.2	187,924	90.6
当座貸越	894	0.4	855	0.4
合 計	205,990	100.0	207,524	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	51,297	45,901
変動金利貸出	159,010	160,050
合 計	210,308	205,952

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	135,830	64.6	142,742	69.3
設備資金	74,477	35.4	63,209	30.7
合 計	210,308	100.0	205,952	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	752	15.4	621	14.3
住宅ローン	4,131	84.6	3,717	85.7
合 計	4,884	100.0	4,338	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度末	令和3年度末
貸出金償却額	96	6

資 金 運 用

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分		令和2年度		令和3年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
国	債	—	—	—	—
地 方	債	—	—	—	—
短 期 社	債	—	—	—	—
社	債	417	18.8	773	37.8
株	式	539	24.3	539	26.4
外 国 証	券	804	36.2	426	20.8
そ の 他 の 証	券	460	20.7	306	15.0
合	計	2,222	100.0	2,046	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国	債	令和2年度末	—	—	—
		令和3年度末	—	—	—
地 方	債	令和2年度末	—	—	—
		令和3年度末	—	—	—
短 期 社	債	令和2年度末	—	—	—
		令和3年度末	—	—	—
社	債	令和2年度末	200	706	—
		令和3年度末	—	1,204	—
株	式	令和2年度末	496	—	—
		令和3年度末	497	—	—
外 国 証	券	令和2年度末	502	199	99
		令和3年度末	—	199	98
そ の 他 の 証	券	令和2年度末	553	—	—
		令和3年度末	552	—	—
合	計	令和2年度末	1,752	906	99
		令和3年度末	1,050	1,404	98

(注) 期間の定めのない株式及びその他の証券は、1年以内に記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和2年度末	3,751	1.8	—
	令和3年度末	3,702	1.8	—
有 価 証 券	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
動 産	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
不 動 産	令和2年度末	173,497	82.5	26
	令和3年度末	168,272	81.7	20
そ の 他	令和2年度末	230	0.1	—
	令和3年度末	321	0.2	—
小 計	令和2年度末	177,479	84.4	26
	令和3年度末	172,297	83.7	20
信用保証協会・信用保険	令和2年度末	10,106	4.8	0
	令和3年度末	10,089	4.9	0
保 証	令和2年度末	13,743	6.5	1
	令和3年度末	14,033	6.8	1
信 用	令和2年度末	8,978	4.3	0
	令和3年度末	9,532	4.6	0
合 計	令和2年度末	210,308	100.0	28
	令和3年度末	205,952	100.0	22

資金運用

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度末		令和3年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	240	102	288	47
個別貸倒引当金	1,355	411	1,401	46
貸倒引当金合計	1,595	513	1,689	94

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

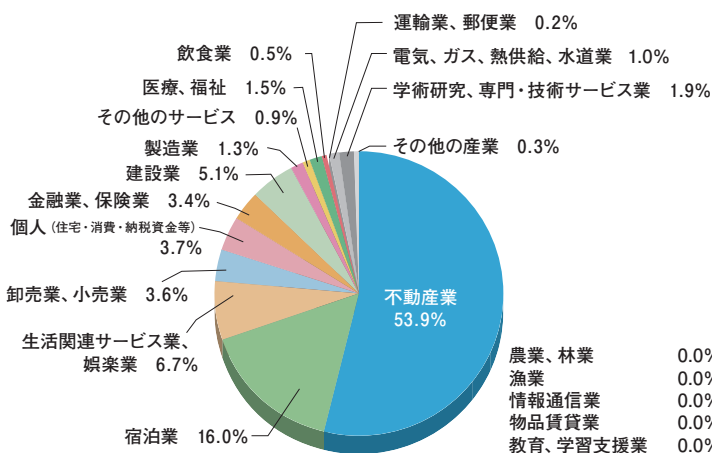
(単位：百万円、%)

業 種 別	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,550	1.2	2,718	1.3
農 業、林 業	4	0.0	2	0.0
漁 業	3	0.0	3	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	10,921	5.2	10,527	5.1
電気、ガス、熱供給、水道業	2,140	1.0	2,000	1.0
情報通信業	36	0.0	29	0.0
運輸業、郵便業	646	0.3	525	0.2
卸売業、小売業	6,762	3.2	7,474	3.6
金融業、保険業	7,116	3.4	6,918	3.4
不動産業	110,846	52.7	110,983	53.9
物品賃貸業	9	0.0	7	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	3,955	1.9	3,859	1.9
宿泊業	33,756	16.1	32,883	16.0
飲食業	1,608	0.8	1,105	0.5
生活関連サービス業、娯楽業	15,824	7.5	13,746	6.7
教育、学習支援業	24	0.0	21	0.0
医療、福祉	3,374	1.6	3,134	1.5
その他のサービス	2,610	1.2	1,890	0.9
その他の産業	433	0.2	604	0.3
小計	202,628	96.3	198,434	96.3
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	7,679	3.7	7,517	3.7
合 計	210,308	100.0	205,952	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

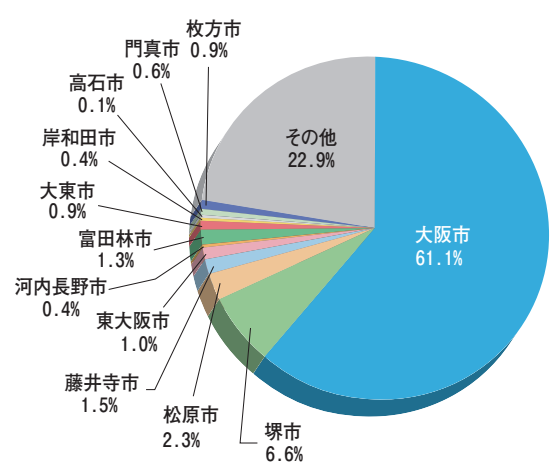
貸出金業種別残高・構成比率

令和4年3月末現在



地区別貸出金残高比率

令和4年3月末現在



経営内容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1,013	173	839	100.00	100.00
	令和3年度	2,879	1,843	1,036	100.00	100.00
危 険 債 権	令和2年度	4,492	3,521	485	89.13	50.00
	令和3年度	1,674	1,004	334	79.99	50.00
要 管 理 債 権	令和2年度	1,447	266	101	25.35	8.55
	令和3年度	875	378	52	49.22	10.63
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和2年度	41	24	66.40	17.21
		令和3年度	218	23	16.60	6.77
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和2年度	1,406	98	24.10	8.43
		令和3年度	657	346	58.80	12.81
小 計	令和2年度	6,953	3,960	1,426	77.47	47.66
	令和3年度	5,430	3,226	1,424	85.64	64.62
正 常 債 権	令和2年度	203,437				
	令和3年度	200,602				
合 計	令和2年度	210,390				
	令和3年度	206,033				

- （注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（上記1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（上記1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸出金、未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

法令等遵守・顧客保護等管理・反社会的勢力への対応体制

●コンプライアンス（法令等遵守）体制

当組合は、法令等遵守体制の整備・確立が金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであると認識しています。そのため、法令等遵守基本方針を定め、組織体制の整備を行っています。

コンプライアンスは、リスク管理部が統括し、各業務部門と営業店にコンプライアンス担当者を任命し、配置しています。

また、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理・検証・協議を行い、コンプライアンスの積極的推進とその体制確立を図るためにコンプライアンス委員会を設置しています。

●コンプライアンス（法令等遵守）の基本方針

1. 当組合は、協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、顧客及び社会からの信頼・信用の維持と向上に努めます。
2. 当組合は、企業倫理を確立し法令、内部規定等の厳正なる遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組めます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

●顧客保護等管理体制

当組合は、お客様の保護と利便性の向上に努め、その実現のための組織・体制の整備を行っています。

- ・お客様との取引や各種商品について十分な説明をすること。
 - ・お客様からのご意見や相談・苦情などを真摯に受け止めご要望にお応えすること。
 - ・お客様の情報を適切に管理すること。
 - ・外部委託先との適切な関係を維持すること。
 - ・お客様の利益が不当に害されることがないようにすること。
- などに、それぞれどのように対応するかを方針や規程等に定め、お客様のご理解と信頼が得られるように努めます。

●顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、お客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
2. 金融円滑化対応について
当組合は、お客様のさまざまな資金ニーズにお応えするとともに、金融円滑化終了後においても、利用期間中における環境変化により条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を図ってまいります。
3. お客様への説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
4. お客様からのご相談・苦情等の対処について
当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保し、当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。
5. お客様の情報管理について
(1)当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
(2)当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
6. 業務の外部委託について
当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について、当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対処措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

●マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン及びテロ資金供与」といいます。）対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、以下の内部管理態勢構築に取り組んで参ります。

1. 管理態勢
当組合は、マネロン及びテロ資金供与に関して、経営陣の主導的な関与のもと、組合内の役割を明確に定め、関係部署連携のもと、組織全体で横断的な管理態勢の構築に努めます。
2. リスクの低減措置
当組合は、直面するマネロン及びテロ資金供与に係るリスクを特定、評価した「特定事業者作成書面（リスク評価書）」を策定し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3. 顧客管理
当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策のための各種法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。また、定期的に顧客情報や取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。
4. 疑わしい取引の届出
当組合は、営業店からの報告や「取引フィルタリング」や「取引モニタリング」で検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に充てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を構築します。
5. 役職員の研修
当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策に関する知識習得・意識の向上を図るために、継続的な研修を行います。
6. 遵守状況の検証
当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的に管理態勢の強化を図ります。

経営内容

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

【窓 口】

成協信用組合	リスク管理部
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受 付 時 間	午前9時～午後5時
電 話 番 号	06-6720-3070

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または、左記の窓口にお申し出ください。

なお、苦情等対応手続については、店頭ポスターか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.seikyo-shinkumi.jp>

●紛争解決措置

名 称	電話番号
公益社団法人 民間総合調停センター	06-6364-7644
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249

左記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合リスク管理部または、大阪地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、左記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

移管調停	現地調停
東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。	東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9（大阪府信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
電 話 番 号	06-6941-1441	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）	
受 付 時 間	午前9時～午後5時	

リスク管理体制（定性的事項）

●自己資本調達手段の概要

自己資本の主なものは、地域のお客様からお預かりしている出資金及び当組合が積み立てている利益剰余金で構成されております。なお、資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体 成協信用組合

資本調達手段の種類 普通出資

コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 7,636百万円

配当率 年1.0%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進により得られる利益の積み上げを第一義的な施策として考え、現在に至っております。なお、収支計画については、現在の金融環境を十分に踏まえたものであり、極めて実現性の高いものであります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等の影響で、貸出金の元金や利息の回収不能により、当組合が損失を被るリスクのことです。 また、信用リスク管理方針においては、適切な管理をするため毎期見直しを行い、貸出債権の健全化対策に取り組むと共に不良債権の新規発生防止に努めております。
管 理 体 制	当組合では、貸出資産の健全性・安全性を確保するため、適切な審査および与信管理を行っております。信用リスクを所管する審査管理部は、業種別や貸出額でポートフォリオの状況を把握し、自己査定結果に基づく債務者区分を用いて信用リスク量を推量し、さまざまな角度から自己資本との比較、検証を行っております。また、ローンレビューやお客様への定期的な訪問により業況把握に努め、経営改善のお手伝いを行っております。加えて、SKC法人・個人事業主格付システムにより、定量面の分析だけでなく、顧客の事業内容や成長可能性など、定性面を適切に評価しております。 管理統括部署であるリスク管理部はその管理手法の適切性や信用リスクの状況について十分検証を行ったうえで定期的に理事会へ報告を行っております。さらに、監査部は各種信用リスクに関する諸規定等に基づき、信用リスク担当部門の適切性を監査しております。また、クレジットポリシー（融資行動規範）を役職員に徹底することで、融資規律の維持向上を図っております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定及び適切な引当を実施しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先・要注意先・要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率（正常先・要注意先は、1年の算定期間の過去3期平均、要管理先については3年の算定期間の過去3期平均）に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金は、破綻懸念先・実質破綻先及び破綻先を対象に計上しており、破綻懸念先に関しては、破綻懸念先の貸倒実績率（3年の算定期間の過去3期平均）に基づき未保全額に対して予想損失率を乗じて算出しておりますが、経済情勢の変化や業種特性といった将来の予測を十分踏まえるとともに、貸倒引当金の十分性を確保する観点から、破綻懸念先の未保全額の50%を貸倒引当金として計上しております。実質破綻先及び破綻先の計上額については債権額から担保、保証による回収可能額を除いた未保全額を全額計上しております。

なお、この結果については監査法人の監査を受けるなど、適正性の確保に努めております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

適格格付機関は、採用しておりません。

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

すべての法人向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く）は、格付けを使用せず一律100%を適用する特例を採用しています。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、適格格付機関の格付判定が一定基準以上である三菱UFJニコス株等の保証、その他担保外預金等が該当します。担保に関する手続については、当組合が定める「融資規程」や「信用リスク管理基準書」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、貸出金と預金積金と相殺等する場合がありますが、この取扱いについては、組合が定める「融資規程」や「各種約定書」等に基づき、適切な取扱いに努めております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…………… 該当事項はございません

●証券化エクスポージャーに関する事項…………… 該当事項はございません

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当組合は、オペレーショナル・リスクが複合的な形で存在することがあることを十分に認識し、評価・コントロール・モニタリングのための効果的な組織・態勢を整備すること、リスクの顕在化に備えて事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則としてオペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。
管 理 体 制	オペレーショナル・リスク管理規程に基づき、リスク管理の対象および方法、管理態勢等を整備しております。別途、事務リスク、システム・リスクについては管理規程を作成し、その他オペレーショナル・リスクについては緊急時対策マニュアル等に基づき管理しております。
評 価 ・ 計 測	オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる計測手法の高度化をめざしております。なお、顧客保護の観点を重視した管理態勢として、顧客からの苦情・要望の速報システムによる迅速な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備をしております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法

●協金法施行令に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	市場価格の変動により有価証券等の価値が下落し、損失を被るリスクです。 当組合は、市場リスク管理において金利リスク・株価リスク・為替リスクを交えて管理する方針としています。
管 理 体 制	株価リスク管理については、リスクの評価・分析を行い、適正なリスクのコントロールに努めており、定期的又は必要に応じて理事会に報告する体制としています。なお、取引にあたっては「有価証券運用管理規程」や「市場リスク管理規程」に基づいた適切な処理を行っております。
評 価 ・ 計 測	時価の把握のほか、過去の株価変動から予想した最大損失額、極端な株価変動を想定し計測した損失額等の定期的な計測によりリスクを評価しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	市場金利の変動により資産及び負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。 当組合は、金利リスク管理において資産・負債の両面からリスクをコントロールする方針としています。
管 理 体 制	金利リスク管理については、リスクの評価・分析を行い、適正なリスクのコントロールに努めており、定期的又は必要に応じて理事会へ報告する体制としています。なお、取引にあたっては「有価証券運用管理規程」や「市場リスク管理規程」に基づいた適切な処理を行っております。
評 価 ・ 計 測	時価の把握のほか、過去の金利変動から予想した最大損失額、金利ショックに対する経済価値の減少額、極端な金利変動を想定し計測した損失額等の定期的な計測によりリスクを評価しています。

経営内容

リスク管理体制 (定量的事項)

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	20,553	22,259
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,434	7,636
うち、利益剰余金の額	13,191	14,698
うち、外部流出予定額(△)	72	75
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コ ア 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242	290
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242	290
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	18	12
コ ア 資本に係る基礎項目の額(イ)	20,814	22,562
コ ア 資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	63	61
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	63	61
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	211	240
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資本に係る調整項目の額(ロ)	275	302
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	20,539	22,260
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	227,954	227,816
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	139	139
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	139	139
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,000	9,440
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	236,955	237,257
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.66%	9.38%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経 営 内 容

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	227,954	9,118	227,816	9,112
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	227,814	9,112	227,816	9,112
(i) ソブリン向け	228	9	245	9
(ii) 金融機関向け	31,115	1,244	33,853	1,354
(iii) 法人等向け	94,170	3,766	91,570	3,662
(iv) 中小企業等・個人向け	3,715	148	3,216	128
(v) 抵当権付住宅ローン	432	17	427	17
(vi) 不動産取得等事業向け	92,100	3,684	89,428	3,577
(vii) 三月以上延滞等	374	14	2,987	119
(viii) 出資等	806	32	851	34
出資等のエクスポージャー	806	32	851	34
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,136	45	1,136	45
(xi) その他	3,735	149	3,958	158
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	139	5	139	5
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	9,000	360	9,440	377
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	236,955	9,478	237,257	9,490

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4 %
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i) ～ (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4 %

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.16の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経 営 内 容

- 信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
 ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）
 （単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他 (投資信託等)			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	2,557	2,723	2,557	2,723	—	—	—	—	—	—	6	4
農 業、林 業	4	2	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	3	3	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	10,925	10,531	10,925	10,531	—	—	—	—	—	—	122	17
電気・ガス・熱供給・水道業	2,140	2,001	2,140	2,001	—	—	—	—	—	—	—	181
情 報 通 信 業	36	29	36	29	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	656	535	656	535	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	6,764	7,476	6,764	7,476	—	—	—	—	—	—	81	61
金 融 業、保 険 業	160,781	173,782	7,122	6,921	601	100	—	—	17	16	—	—
不 動 産 業	110,964	111,114	110,896	111,036	—	—	—	—	68	78	259	2,334
物 品 賃 貸 業	9	7	9	7	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	259	210	259	210	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	33,758	32,886	33,758	32,886	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,608	1,105	1,608	1,105	—	—	—	—	—	—	99	66
生活関連サービス業、娯楽業	15,656	13,628	15,656	13,628	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	24	21	24	21	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	3,374	3,135	3,374	3,135	—	—	—	—	—	—	7	5
そ の 他 の サ ー ビ ス	6,488	5,666	6,488	5,666	—	—	—	—	—	—	465	451
そ の 他 の 産 業	433	604	433	604	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	7,698	7,535	7,698	7,535	—	—	—	—	—	—	126	85
そ の 他	27,303	26,028	17,215	16,192	1,101	1,401	—	—	260	304	—	—
業 種 別 合 計	391,452	399,031	227,635	222,256	1,703	1,501	—	—	346	400	1,170	3,209
1 年 以 下	302,247	315,693	186,122	184,262	703	1	—	—	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	10,231	7,220	9,531	6,020	700	1,200	—	—	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	4,022	4,736	3,822	4,536	200	200	—	—	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	3,916	4,181	3,816	4,081	100	100	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	3,230	2,018	3,230	2,018	—	—	—	—	—	—		
10 年 超	3,225	2,933	3,225	2,933	—	—	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	57,218	55,473	17,842	18,403	—	—	—	—	346	400		
そ の 他	7,360	6,774	—	—	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	391,452	399,031	227,590	222,256	1,703	1,501	—	—	346	400		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、コミットメント（当座極度未使用額、総合極度未使用額、カードローン極度未使用額）、未収利息等が含まれます。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. デリバティブ取引はありません。
 6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	11	6	6	4	—	2	11	4	6	4	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	90	90	90	15	—	62	90	28	90	15	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—
卸 売 業、小 売 業	131	62	62	41	10	23	120	38	62	41	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	563	648	648	837	81	—	481	648	648	837	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	23	28	28	25	—	3	23	25	28	25	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	0	0	—	3	—	0	—	0	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	6	38	38	28	—	6	6	32	38	28	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	82	443	443	428	—	—	82	443	443	428	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	30	34	34	19	0	5	30	28	34	19	—	—
合 計	943	1 355	1 355	1 401	96	103	847	1 251	1 355	1 401	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	35,389	—	33,368
10	—	1,285	—	1,454
20	—	156,102	—	169,073
35	—	1,234	—	1,222
50	—	556	—	681
75	—	4,684	—	4,048
100	—	192,127	—	187,492
150	—	173	—	1,690
250	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
合 計	—	391,554	—	399,031

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,549	4,477	443	392	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…………… 該当事項はございません

●証券化エクスポージャーに関する事項…………… 該当事項はございません

●出資等エクスポージャーに関する事項……………

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	969	969	970	970
非 上 場 株 式 等	1,216	1,216	1,216	1,216
合 計	2,186	2,186	2,186	2,186

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	32	58
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	170	112

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額…………… 該当事項はございません

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…………… 該当事項はございません

●金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	1,507	664	31	39
3	スティープ化	359	683		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,507	683	31	39
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	22,260		20,539	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

証券業務

- 公共債引受額.....該当事項はございません
- 公共債窓販実績.....該当事項はございません

国際業務

外国為替取扱高

(単位：千ドル)

区 分		令和2年度末	令和3年度末
貿 易	輸 出	—	—
	輸 入	—	—
	貿 易 外	—	20
合 計		—	20

- 外貨建資産残高.....該当事項はございません

その他業務

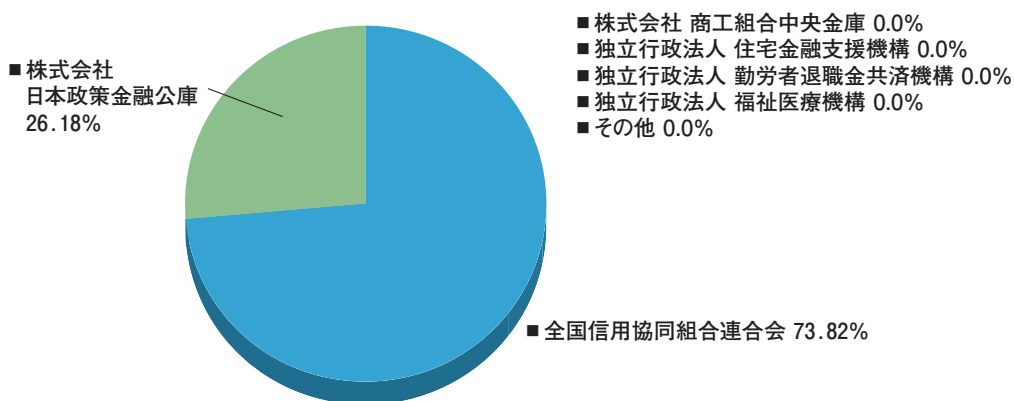
代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	26	21
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	9	7
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	—	—
独 立 行 政 法 人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構	—	—
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	35	28

公庫・事業団等別貸出残高構成比

(令和3年度末)



内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和2年度末		令和3年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他 の 金 融 機 関 向 け	63,669	110,490	64,478	119,873
	他 の 金 融 機 関 か ら	100,156	123,256	98,206	136,022
代 金 取 立	他 の 金 融 機 関 向 け	503	1,962	474	1,642
	他 の 金 融 機 関 か ら	443	1,365	369	709

- 当組合の子会社.....該当事項はございません
- 信用組合の代理業.....該当事項はございません

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

F. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

G. 法律により信用組合が営むことのできる業務

電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

H. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入金取次業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 貸金庫業務

役員等の報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員（非常勤を含む）及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

〔基本報酬及び賞与〕

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

〔退職慰労金〕

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	15,486	40,000
監 事	1,588	4,000
合 計	17,074	44,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「賞与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

総代会について

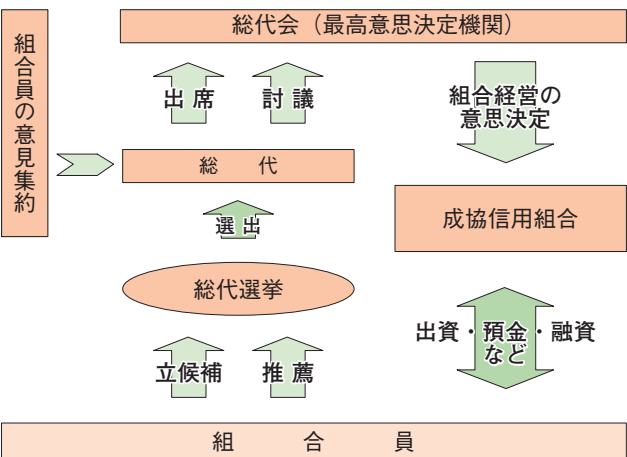
総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員38,561名（令和4年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会の決議事項

第48期通常総代会が、令和4年6月23日午後2時より、当組合本店で開催されました。

当日は総代120名のうち、出席27名、書面議決書による出席93名のもと、全議案が可決・承認されました。

議案

報告事項 第48期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び事業報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 第48期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第49期事業計画案並びに収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 借入金最高限度額決定の件 |
| 第4号議案 | 定款の一部変更に関する件 |
| 第5号議案 | 理事任期満了につき、新理事選任の件 |
| 第6号議案 | 退任理事に対し、退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 組合員除名の件 |

総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

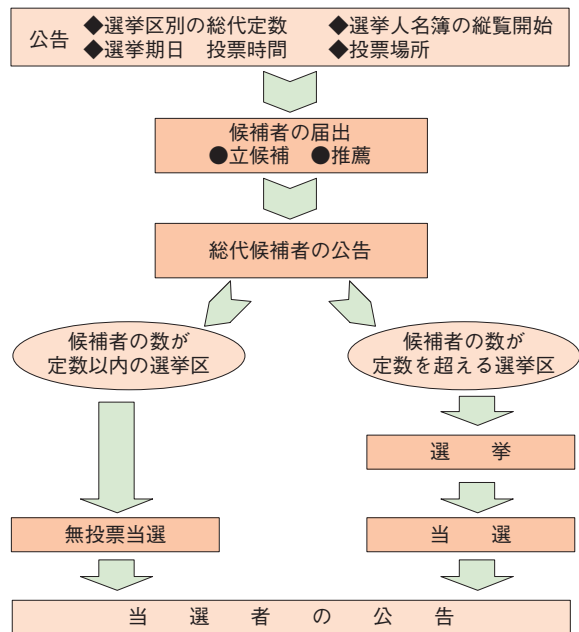
なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を5つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は100人以上130人以内です。各選挙区の総代の定数は、その選挙区の選挙人名簿に記載された組合員数を基準に選挙管理委員会が決定いたします。

（令和4年3月31日現在の組合員総数は38,561人）



総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和4年6月23日現在)

選挙区	定数 (人)	総代数 (人)	総代氏名
第1区 (大阪市全域)	31名	25名	瓦野 良幸⑧ 釘本 文昭⑧ 小谷 義弘⑧ 坂本 光弘⑧ 西野 昇⑥ 中村達之助① 今井 崇子⑧ 佐々木秀起⑧ 原 憲太郎⑧ 今井 好美⑤ 岩坂 敏弘④ 古武 一成⑧ 藤野 義明⑧ 安田 晃② 橋本 克己② 小和野政和⑧ 小谷 真功⑥ 坂本 龍次⑤ 今川 公平⑤ 岡田 孝浩⑥ 壽慶 陽右④ 酒井 章雄② 篠原 佳枝① 雨堤 佳子① 小丸 勝志③
第2区 (東大阪市・大東市・門真市・ 守口市・四條畷市・寝屋川市・ 交野市・枚方市・摂津市・ 吹田市・茨木市・高槻市・ 三島郡)	27名	24名	仲谷 幸司⑤ 福田 英輝② 松浦 鎮春② 井上 茂雄⑤ 古井 義孝⑧ 小原 壽三③ 佐々木隆良② 篠原 博④ 江畑 茂⑧ 日外 幸一④ 野田 義雄③ 辰巳 守③ 馬谷 八雄③ 寺崎 健次④ 大村 清一⑧ 高橋 康夫⑧ 大本 信明③ 前田 護② 平田 伸吾⑧ 樋口 勇策② 大田 浩⑤ 山口 進司④ 富永 立也② 中塚 陽一④
第3区 (八尾市・柏原市・松原市・ 藤井寺市)	21名	20名	重田 暁夫⑧ 西野 桂⑧ 西森 葆彦⑧ 杉本 佳謙⑧ 森田 秀生⑧ 菰田 幸雄⑥ 藪内 哲也④ 佐々木克之③ 山田 茂信⑧ 山本 唯夫④ 土師 清隆③ 中川 年昭⑤ 笹中 康裕③ 池邊 光輝⑤ 小林 易行⑧ 石橋 忠整⑥ 橋本 辰徳⑤ 森本 哲也② 岸田 雅彦⑧ 宮谷 忠行①
第4区 (堺市・和泉市・高石市・ 貝塚市・岸和田市・泉大津市・ 泉北郡)	30名	30名	下村 行伸⑧ 新田 義⑧ 齋藤 昭⑧ 金子 仁志② 奥 博明⑧ 烏野 昭三⑧ 河合 福三⑤ 横田 信博⑥ 吉村 道夫⑧ 阪口 安男⑥ 南 五郎⑤ 阪口 恵計③ 野口 眞弘③ 池邊 仁⑧ 村上 俊⑧ 上野 和治③ 米田 健司⑧ 中西 勇美⑥ 山中 邦生⑥ 久保 宏⑥ 奥井 康雄③ 西田 明生④ 永原 正文⑤ 小谷 満男⑦ 山本 幹夫④ 藤村 光司③ 河畑 秀喜① 大谷 英子① 西井 泰弘① 泉川 政毅①
第5区 (羽曳野市・富田林市・ 河内長野市・大阪狭山市・ 南河内郡)	21名	21名	脇村 隆士⑦ 木谷 公俊⑧ 中西 勝⑧ 野木 忠義⑤ 山岡 英樹⑧ 住田 和則③ 池田 實⑧ 吉田 博史⑧ 大谷 俊介③ 田中 隆② 成田 芳男⑧ 辻 隆司⑧ 村元 保男⑧ 久保 俊哉⑤ 廣谷英一郎⑦ 伊藤 健志③ 音野 慶真③ 芝谷偉久雄② 村元 敏夫① 西川 弘恵① 羽田 信也①

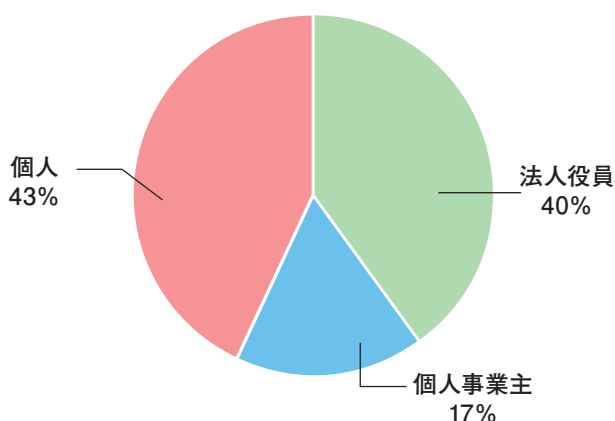
(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(敬称略、順不同)

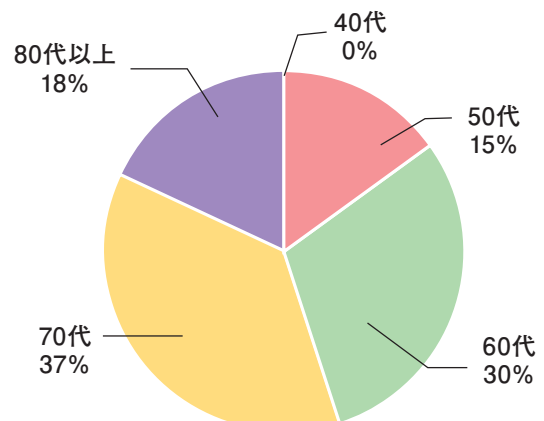
総代の属性別構成比

(令和4年6月23日現在)

●職業別



●年齢別



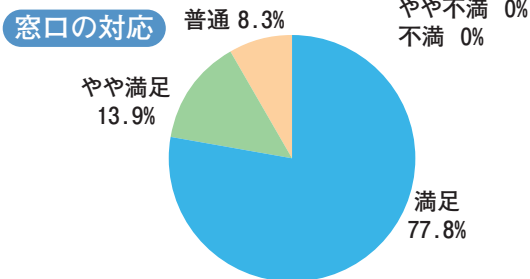
地域貢献

利用者満足度アンケート調査結果（個人用）

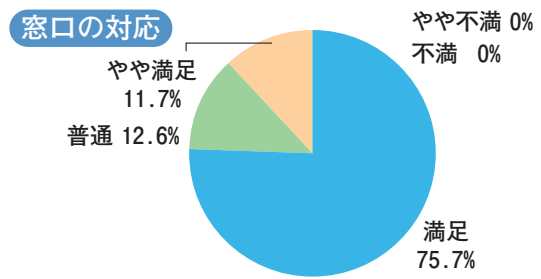
令和4年2月1日～令和4年2月28日

当組合は、お客さまの声を大切に考え、お客さまに信頼していただく地域金融機関としてアンケート調査により経営改善に取り組んでいます。

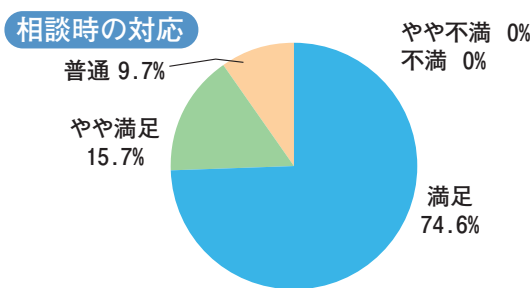
1. 窓口係は、明るく・正確・迅速な事務対応をしておりますか。



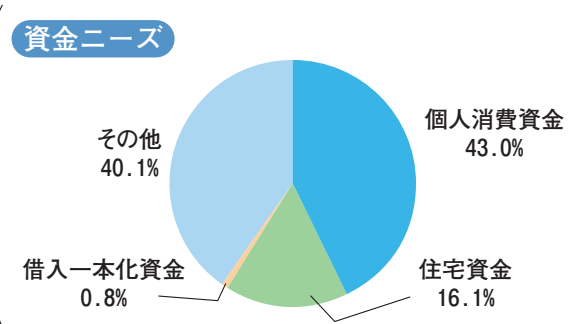
2. 窓口係の預金・融資、その他商品の商品説明は適切で分かり易かったですか。



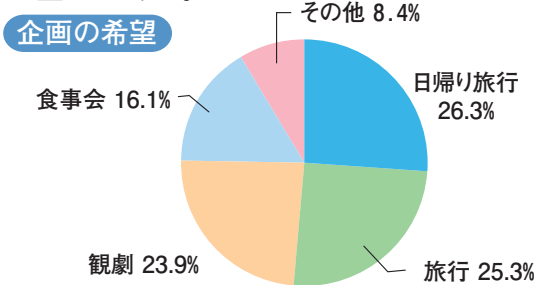
3. 預金・融資、その他商品の申込、相談に対して職員の対応はいかがでしたでしょうか。



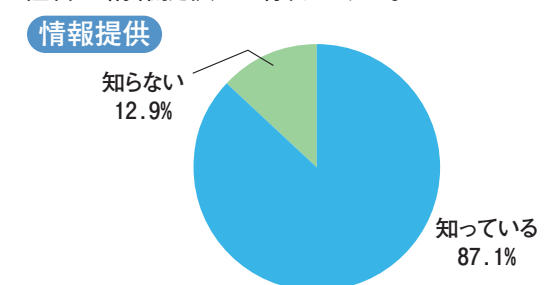
4. 現在、ご検討中の資金ニーズは何でしょうか。



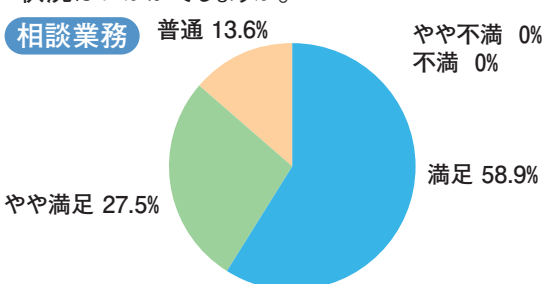
5. 当組合の『友の会』活動にどのような企画を望まれますか。



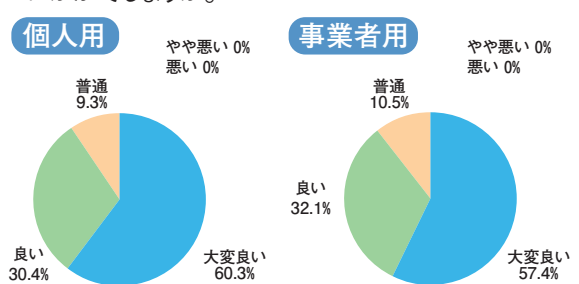
6. ホームページやディスクロージャー誌による当組合の情報提供をご存知ですか。



7. ご利用店舗の設備や清掃状況、整理整頓状況はいかがでしょう。



8. ご利用店舗のコロナウイルス感染症対策はいかがでしょう。

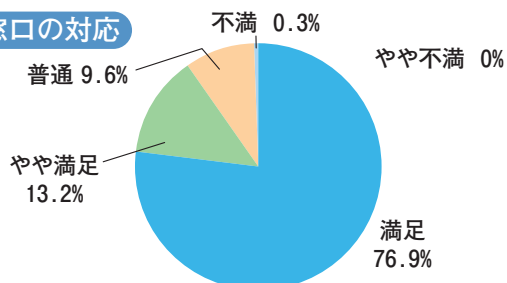


利用者満足度アンケート調査結果（事業者用） 令和4年2月1日～令和4年2月28日

当組合は、お客さまの声を大切に考え、お客さまに信頼していただく地域金融機関としてアンケート調査により経営改善に取り組んでいます。

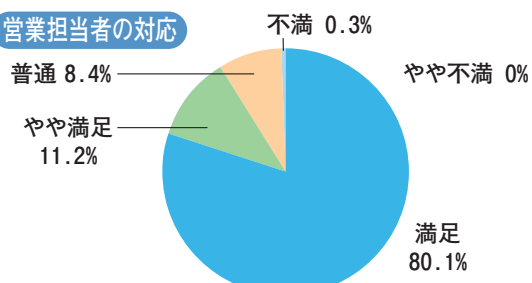
1. 窓口係は、明るく・正確・迅速な事務対応をしておりますか。

窓口の対応



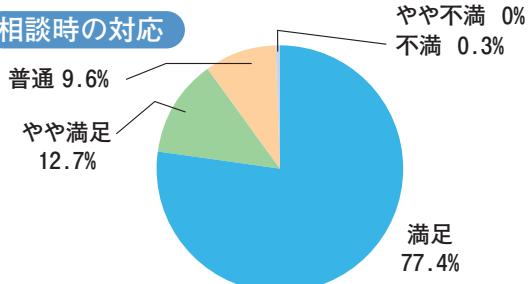
2. 営業担当者の預金・融資等相談時の商品説明において分かり易かったでしょうか。

営業担当者の対応



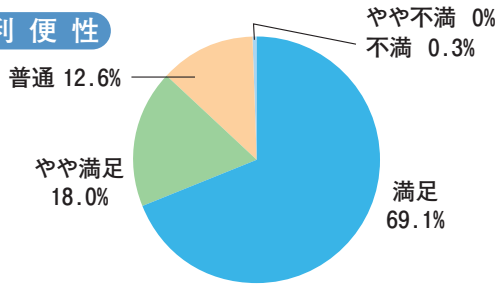
3. 預金・融資の相談、申込等に関し職員の対応はいかがでしたでしょうか。

相談時の対応



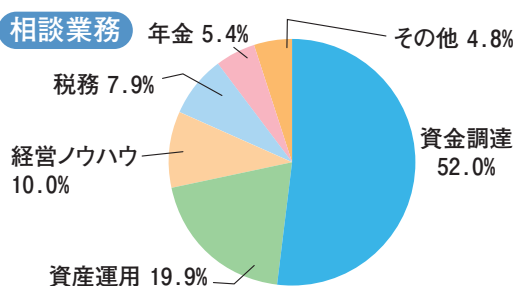
4. 現在取扱中の預金・融資商品の内容や利便性はいかがでしたでしょうか。

利便性



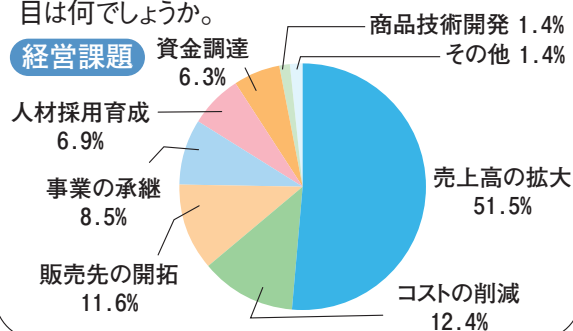
5. お客さまにとって当組合の相談業務・情報提供のうち、最も必要なものは何でしょうか。

相談業務



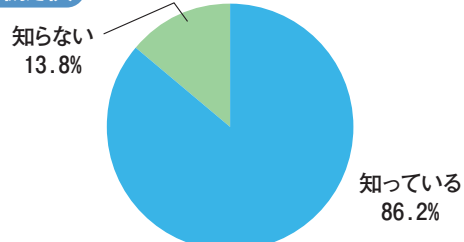
6. お客さまにとって経営課題として重視する項目は何でしょうか。

経営課題



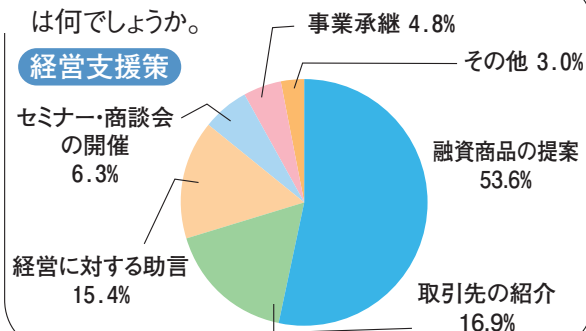
7. ホームページ・ディスクロージャー誌による当組合の情報提供をご存じでしょうか。

情報提供



8. お客さまが当組合に期待する『経営支援策』は何でしょうか。

経営支援策



●懸賞金付定期預金抽選会

令和3年12月10日(金)、第26回を迎えました懸賞金付定期預金の抽選会を、4名のお取引先にご協力をいただき実施しました。

【募集期間：令和3年1月4日(月)～令和3年3月31日(水)】

※当選番号はホームページに掲載しております。



第26回懸賞金付定期預金抽選会の様子

●懸賞金付定期預金

第27回懸賞金付わくわく定期預金を令和4年1月4日(火)～令和4年3月31日(水)の期間において発売し、募集総額340億円が完売致しました。



第27回懸賞金付定期預金パンフレット

●講演会の開催

一般社団法人 大阪府信用組合協会主催の『大信協講演会』が開催され、大阪府下信用組合の取引先が多数参加されました。当組合からも121名のお取引先が参加され、熱心に講演を傾聴されていました。

開催日

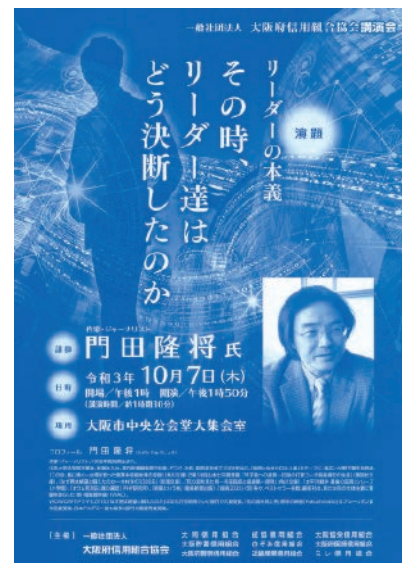
令和3年10月7日(木)

講師

作家・ジャーナリスト 門田 隆将氏

テーマ

「リーダーの本義 その時、リーダー達はどう決断したのか」



●しんくみの日活動

毎年9月3日を「しんくみの日」とし、地域・業域・職域に根ざした社会貢献活動を実施しています。当組合も、お客様への日頃の感謝を込め、地域の清掃活動や、窓口に来店されたお客様へ『花の種』を進呈するキャンペーンを実施しました。また、大阪府信用組合協会主催の献血運動にも参加致しました。



●大正支店 移転オープン

令和3年10月18日、大正支店は大阪市大正区三軒家東4-5-12に移転オープンしました。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、オープンに向けて各店より営業担当者を選抜し、感染防止対策に万全を期したうえで大正区全域に対して移転オープン及びキャンペーン定期のPR活動を行いました。

オープン当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、来店者の密を避けるためオープニングセレモニーや感謝デー等は自粛しましたが、開店と同時に多くのお客さまに来店して頂き、移転オープンを盛大に迎えることができました。



●藤井寺支店 新店舗地鎮祭

藤井寺支店の令和5年度春（予定）オープンを目指して、令和4年1月26日に地鎮祭を執り行い、当組合役職員を始め多数の関係者が参列し、工事の安全を祈願しました。

藤井寺支店は、旧河内信用組合藤井寺支店として、藤井寺駅前北商店街内にオープンし、地域の金融機関として愛され業績を順調に伸ばしておりますが、55年を経過して建物が老朽化し、商店街内にあることから車で来店するお取引先に大変ご不便おかけしております。

今般、近鉄南大阪線藤井寺駅より北へ約300メートルの駅前のメイン通りに面した物件を取得しました。現在の店舗とは徒歩5分ほどに位置しておりますが、周辺には大手スーパーを始めとして、企業、飲食業やサービス業の店舗の他、メガバンク、地銀等が集まる藤井寺市の中心地で立地環境は良好です。新店舗には、駐車場を完備することで遠方からのお客さまにも安心してご利用して頂ける店舗を目指しています。



●令和4年度 入組式

令和4年4月1日、本部で本年度の入組式を行い、新採用職員11名の新たな仲間を迎えることができました。

辞令の交付を受けた新入職員は緊張した面持ちで決意を新たに、希望に胸を膨らませ社会人としての第一歩を踏み出しました。



●成協友の会

令和3年度は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、お客様の健康・安全を最優先に考えて旅行・観劇等の行事を中止致しました。

新型コロナウイルスが収束し、お客様の安全が確保できる状況となりましたら、改めて旅行や観劇を企画して参ります。

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

そのため、お客様の立場からみた顧客サービスを常に心掛け、収益体質の強化を図り経営基盤を拡充すると共に、コンプライアンスの認識の周知徹底によるリスク管理体制を確立する等、安定と安全に基づいた活動に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献

当組合は、地域経済発展に貢献する取組みとして、地元の中小・小規模事業者等への地域密着型金融を通じて、取引先の収益力向上・財務の健全化に寄与することを重要課題と捉え、地元自治体・商工会議所等と連携して地元中小・小規模事業者への良質な金融商品を提供すると共に、ライフステージに合わせた資金提供の一環として、日本政策金融公庫との連携融資に積極的に取組み、地域の中小・小規模事業者に資金支援することで地域産業の存続・発展に寄与しております。日本政策金融公庫との連携融資におきましては、双方がリスク分散を図り、相互補完することで、必要以上に担保・保証に依存しない融資に取組んでいます。また、地元事業者の経営課題を解決する取組みとして、令和4年3月に日本政策金融公庫、東大阪商工会議所等と主催した事業承継セミナーを実施して地域貢献に努めております。



事業承継セミナー

参加費 無料

事業承継を始める前に 把握して準備を進め方

「おきたい準備」

日時 2022年 **3月11日** (木) 午後2時～4時

会場 東大阪商工会議所 本所 本館4階大会議室1・2

(東大阪市永和2-1-1) <近鉄・JR河内よりお車でお越しください>

定員 60名

司会・解説

講師 山玉マネジメント合同会社 **貴多野 秀史 氏**
(中心企業診断士・経営戦略革新等実務経験)

司会・解説

講師 代表取締役 **草場 寛子 氏**

事業承継を始める前に把握しておきたい準備を進め方

大学卒業後、建設関係で勤務して18年有余の貴多野氏は建設業に参入して事業承継で20年以上の経験があり、山玉マネジメント合同会社を設立、自ら建設業を経営している。建設業のほか、食料業をはじめ、実業家の方々の事業承継に関する活動を行っている。



司会・解説

親族内承継 株式会社SCM **加藤 内田 氏**

講師 代表取締役 **草場 寛子 氏**

親族内承継 株式会社SCM **加藤 内田 氏**

2009年、兄弟の事業承継を機にIT設備メーカーの親族に参画。情報システムメーカーに勤務中、兄弟の事業、彼が自らと兄弟で創設した「ファブレット・フロンティア」を立ち上げ、新事業を通じて事業を次の世代に引き継いでいる。



司会・解説

従業員への承継 株式会社ユニックス **伊藤 内田 氏**

講師 代表取締役会長 **苗村 昭夫 氏**

従業員への承継 株式会社ユニックス **伊藤 内田 氏**

バリエーション酒店業に参画する。伊藤内田氏は創業から参画する従業員が100人、後継者に譲渡して、従業員へと事業を譲渡。従業員アンケートにより後継者を選定した。また、後継者の事業に合わせた研修や経営者としてのスキルアップ研修、さらには事業承継に関するし、企業と金融機関との関係強化と融資分野の開拓に力を入れている。



「事業承継に関する施策紹介」

説明者: ㈱日本政策金融公庫・成協信用組合 担当者

主催 東大阪商工会議所

共催 ㈱日本政策金融公庫 成協信用組合

問合せ 東大阪商工会議所 企画調査部

東大阪市永和2-1-1

TEL 06-6722-1151 FAX 06-6725-3511

令和3年度 東大阪市費助事業

取引先への支援状況等

当組合では、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、資金繰りに影響を受けられたお客様に対し、新規融資や条件変更を取組んでおります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

令和3年度においても、融資推進部と審査管理部が連携し、お客様からの経営相談や要望に対して事前相談制度を活用し積極的に取組む方針としています。また、地方自治体、商工会議所・商工会および日本政策金融公庫等の外部機関との連携強化を図っております。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

支店長経験者が事業所融資専門担当者（以下、融資専担者）として、当組合営業地域内において支援活動を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症により訪問活動が制限される状況が続いております。そのため、新型コロナウイルス感染症伴走支援型融資を中心にお客様からの相談や要望に対して寄り添った取組みを行うため、実効的な支援態勢の整備として融資推進部と審査管理部が協議する態勢としております。

創業・新規事業開拓の支援

当組合の営業地域内において、新たに創業を目指す起業家および創業間もない事業者に対して、日本政策金融公庫との協調による創業支援融資『ドリーム』を創設し、金融支援の取扱いを積極的に行っております。また、地方公共団体や商工会議所等との外部機関と連携して創業・起業家の案件相談に取組んでおります。令和3年度には、創業支援融資33件238百万円を実行致しました。

成長段階における支援

融資専担者は、事業所を訪問して経営者との面談により収集した情報や徴求した資料を分析し、営業店が積極的に取組むよう指導しております。持ち込まれる新規融資案件は融資推進部が窓口となり、審査管理部と協議することで融資取組みに繋げる態勢としております。令和3年度取扱実績88件966百万円であります。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

平成30年6月、公庫との協調による事業再生支援融資商品『スマイルアゲイン』の取扱いを開始。事業再生分野の融資可能性の拡大、ひいては地域経済の活性化のために取組みを強化してまいります。この取組みは近畿地方の金融機関で第一号となります。

地域の活性化に関する取組み状況

地域産業の活性化を図るため、平成26年11月に日本政策金融公庫（以下「公庫」）との業務連携に関する覚書を締結しました。当組合と公庫がリスクを分散し、相互補完することで担保・保証に必要以上に依存しない融資に積極的に取組み、平成27年2月には公庫との協調による創業支援融資商品『ドリーム』の取扱いを開始。創業に関する公庫のノウハウを享受することで、事業実績の無い事業者に対する融資にも取組み、令和3年7月には公庫の新型コロナウイルス感染症対策特別貸付の劣後ローンを活用した協調融資商品『経営安定化ローン』を創設しました。令和3年度実績としまして公庫との連携融資136件2,179百万円【当組合788百万円（内、プロパー融資354百万円、保証協会融資434百万円）・公庫1,391百万円】の取組みがあり、その中で創業支援融資として33件238百万円【内、当組合75百万円・公庫163百万円】、資本金劣後ローン（経営安定化ローン）として9件741百万円【内、当組合209百万円・公庫532百万円】を取組みました。

平成27年度、松原商工会議所及び河内長野市商工会の2団体と大阪信用保証協会、当組合との三者による小規模企業者や開業者に連携して支援を行う地域支援ネットワーク型の取扱いに関する協定を締結致しました。また、守口市及び門真市が中心とした地域経済活性化に資する企業等への側面支援を目的とする「もりかど産業支援機関ネットワーク」への参加を致しました。これにより、平成11年以降、自治体や商工会議所等18団体と業務提携を行い、地域産業活性化・地方創生に取組んでおり、今後もその他自治体等との業務提携を積極的に進める方針です。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

支店長または営業担当者が融資先を訪問。実権者等との面談から相談や要望を受け、積極的な新規融資による資金支援は当然ながら、経営改善計画策定先に対しては、融資推進部と審査管理部が連携し、営業店と協議してお客様の経営改善および経営支援に取組む態勢としております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、新規融資の発生、保証契約の更改等の申入れがあった場合、お客様との丁寧な対話とともに法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインを踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、お客様がどのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

令和3年度、当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は202件〈保証協会付含む〉（前年度554件〈保証協会付含む〉）となっております。

また、令和3年度の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は30.95%（前年度39.71%）、「保証契約を解除した件数」は5件（同12件）となっております。

地域密着型金融の取組み状況

令和3年度地域密着型金融推進状況

●項目ごとの取組方針及び進捗状況

項 目	取組方針	進捗状況
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化		
①取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	- 日本政策金融公庫との連携、相互補完により、創業や事業資金などのニーズに応え、中小・小規模事業者支援の取組み。 - 高齢化社会を迎えるなか、地域経済を活発にする原動力となる医療・介護分野の活性化・再生等に向けた融資取組み。	●中小・小規模事業者に対する資金供給や経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、平成26年11月28日、日本政策金融公庫と「業務連携、協力に関する覚書」を締結。また、平成27年2月18日より、同公庫と協調した創業支援融資「ドリーム」の取扱いを開始しました。令和3年度実績プロパー融資及び保証協会融資136件788百万円（内創業支援33件238百万円）。その中で純新規先に対して63件255百万円を取組み確実に中小・小規模事業者への支援に繋がっています。 ●令和3年度実績 ・15件 161百万円
②経営改善支援の取組強化	- 経営改善支援プロジェクトを立ち上げ、経営改善計画実現に向けたサポート。 - 金融円滑化法期限到来後も、中小・小規模事業者に対する円滑な資金供給を図るため、積極的な新規融資の取組み。	●融資推進部の支店長経験のある調査役が窓口となり、経営改善計画策定先に対して必要に応じて営業店と連携して改善計画実現に向けて業況把握や外部と連携する体制としました。
2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底		
①担保・保証に過度に依存しない融資の徹底	平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、お客様と保証契約を締結する場合、また保証人であるお客様がガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合には、本ガイドラインに基づき誠実に対応。	●日本政策金融公庫との連携融資により、担保・保証に、必要以上に依存しない無担保運転資金・設備資金融資に取組みました。 ●「経営者保証に関するガイドライン」に基づく取組方針を営業店に周知し、融資申込があった時にチェック表により適正な保証徴求に取組んでいます。 ●令和3年度実績 ・200件 6,307百万円
②中小企業に適した資金供給手法の徹底	- 債権（売掛金）譲渡担保融資を積極的に取組み、取引先の事業性資金調達の円滑化を図る。 - 新規融資案件の申込に対して、取組方針を早急に回答することで金融の円滑化を進める。	●診療報酬（売掛債権担保）による融資 ・令和3年度取組実績 2件202百万円（現在利用先6先） ●事前相談制度の活用 - 令和3年度実績 ・受付件数163件 金額 48,546百万円 ・実行件数135件 金額 38,215百万円

3. 持続可能な地域経済への貢献		
①地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	- 外部機関と連携した地域産業活性化への取り組みとして、日本政策金融公庫との連携融資及び創業支援融資『ドリーム』の積極的推進。また、現在、藤井寺市・藤井寺商工会、及び、高石市・高石商工会議所とそれぞれ協定を結び、新たに松原商工会議所及び河内長野市商工会の2団体が成協信用組合と協定を結び、大阪信用保証協会を含めた地域支援ネットワークにより創業支援や中小・小規模事業者への金融支援の取り組み。また、守口市及び門真市が中心とした地域経済活性化に資する企業等への側面支援を目的とする「もりかど産業支援機関ネットワーク」への参加。 - 利用者満足度アンケート調査の継続的な実施により、地域の利用者の資金ニーズや金融商品等の要望を集積し、新商品開発を行うことで利用の活性化を図り地域経済貢献への取り組み。	- 今後も地域内の市町村及び商工団体との連携を進めます。 - 第17回利用者満足度アンケート調査を実施しました。 調査期間 令和4年2月1日～令和4年2月28日 調査先 636先 回収先 635先 回収率 99.8% 利用者からの寄せられたアンケート結果に基づいて検証し、今後の業務運営に反映させていきます。
②地域のご利用者ニーズに応じた経営資源の投下	- 支店長経験のある融資推進専門担当者がコロナ禍以前より営業担当者と同行して、営業店活動地域の中小・小規模事業所に対して計画的に訪問、または営業担当者に電話することにより、集積した情報に基づいた融資提案を行うなど積極的な新規融資推進の取り組み。 - 担保、保証に過度に依存しない融資に取り組むため、財務分析能力向上を目的とした内部・外部研修への積極的な参加。	令和3年度取扱実績 88件 966百万円
4. 態勢の整備		
①人材の育成	総務部を主担部とし、全国信用組合中央協会・大阪府信用組合協会等において開催する研修に積極的に職員を派遣。	- 大阪府信用組合協会主催の研修会 - 新入職員基本研修会、金融法務研修会（内容：融資）のほか、31項目の研修に総勢266名が参加しました。 - 全国信用組合中央協会主催の研修会 - しんくみ大学に3名が参加しました。 - 近畿信用組合協会主催の研修会 - 管理責任者研修に2名が参加しました。
②外部専門家との連携	再生企業に対して外部専門家と連携した取り組み。	令和3年度は中小企業活性化協議会との連携取り組みはありませんでした。累計3先
③中央機関・業界団体が有する各種業務・補完機能の活用	大阪府信用組合協会発行の「しんくみビジネスサポート」誌に掲載された企業をはじめとして、取引先企業に対してビジネスマッチング情報による販路拡大に繋がる側面支援への取り組み。	平成30年度に第2回目となるビジネスマッチング誌「ビジネスサポート2018」を発行しました。次回は令和4年度に第3回を発行予定で、この情報誌の活用により、取引先企業間の情報交換による販路拡大に積極的に協力してまいります。

手数料一覧

(令和4年5月31日現在)

種 類					金 額		
為替関係	振込	窓口でのお振込	同 一 店 内		5万円未満	無 料	
					5万円以上	220円	
			電 信 扱	当 組 合 宛	5万円未満	220円	
				本 支 店 宛	5万円以上	440円	
				他 行 宛	5万円未満	500円	
				5万円以上	660円		
		ATMでのお振込(注1)	同 一 店 内		5万円未満	無 料	
					5万円以上	無 料	
			当 組 合 本 支 店 宛		5万円未満	110円	
					5万円以上	220円	
	他 行 宛		5万円未満	330円			
			5万円以上	440円			
	代取	金立	当 組 合 本 支 店 宛			無 料	
			他行宛	大 阪 手 形 交 換 所 内 (※1)			440円
				大 阪 手 形 交 換 所 外	至 急 扱	1,100円	
		普 通 扱	880円				
その他		振込・送金・手形の組戻料 取立・渡立・手形の組戻料 取立・手形・店頭呈示料	660円				
当座取引	小 切 手 帳			1冊(50枚綴)	660円		
	約 束 手 形 帳			1冊(25枚綴)	550円		
	マ ル 専 口 座 開 設 手 数 料			3,300円			
	マ ル 専 手 形 用 紙 代			1 枚	550円		
発行手数料	自己宛小切手発行手数料			1 枚	550円		
	証 明 書 各 種 取 引 証 明 書	1 通			220円		
		証 明 書 残 高 証 明 書	1 通			220円	
	通 帳・証 書 等 再 発 行 手 数 料			550円			
	カ ー ド 再 発 行 手 数 料			550円			
融資関係	ロ ー ン 一 部 繰 上 返 済			3,300円			
	ロ ー ン 期 限 前 全 返	貸出実行日から3年以内の場合			3,300円		
		貸出実行日から3年超5年以内の場合			2,200円		
		貸出実行日から5年超7年以内の場合			1,100円		
		貸 出 実 行 日 か ら 7 年 超 の 場 合			無 料		
	証 書 貸 付・条 件 変 更 手 数 料			5,500円			
				保証協会保証付融資は除く			
				55,000円			
	不 動 産 担 保 調 査 手 数 料			55,000円を超える場合は実費 担保物件の追加1件ごとに 33,000円			
	不 動 産 担 保 抹 消 事 務 手 数 料			11,000円			
				不動産業者の販売不動産の抹消時 委任状1枚につき			
	不 動 産 関 連 融 資 (期 限 前 返 済 の 場 合) (※ 2)						
繰上返済額×(返済時の約定金利×50%)× $\left[1 - \frac{\text{融資経過月数}}{\text{約定期間}}\right]$			融資経過月数 約定期間				
火災保険質権設定料	手 形 貸 付・手 形 用 紙 代			22円			
	住 宅 ロ ー ン 関 係 手 数 料	事務取扱手数料(全国保証(株))			55,000円		
		固 定 金 利 選 択 型 住 宅 ロ ー ン	変動金利型から固定金利へ			6,600円	
			固定金利型から固定金利へ			6,600円	
		繰上返済手数料	選 択 型 変 動 金 利				
	返 済 内 容		一 部 繰 上 返 済			6,600円	
			全 額 返 済 (1 0 年 未 満)			6,600円	
	全 額 返 済 (1 0 年 以 上)			無 料			
	繰上返済額	選 択 型 固 定 金 利					
		繰 上 返 済 金	100万円未満			6,600円	
100万円以上1,000万円未満			33,000円				
			1,000万円以上		55,000円		

(上記の手数料には消費税を含んでおります)

(※1) 店頭で即時に入金可能な手形・小切手は無料です。

(※2) 不動産関連融資の期限前返済の場合は、別途手数料支払いに関する同意書が必要となります。

種 類				金 額	
成協ビジネスバンキングサービス手数料	月 額 基 本 料			2,200円	
	振 込	同 一 店 内	5万円未満	無 料	
			5万円以上	無 料	
		当 組 合 本 支 店 宛	5万円未満	無 料	
			5万円以上	無 料	
		他 行 宛	5万円未満	220円	
			5万円以上	330円	
	総 合 振 込	同 一 店 内	5万円未満	無 料	
			5万円以上	無 料	
		当 組 合 本 支 店 宛	5万円未満	無 料	
			5万円以上	無 料	
		他 行 宛	5万円未満	220円	
			5万円以上	330円	
	給 与 振 込 賞 与 振 込	同 一 店 内	5万円未満	無 料	
			5万円以上	無 料	
		当 組 合 本 支 店 宛	5万円未満	無 料	
			5万円以上	無 料	
		他 行 宛	5万円未満	110円	
			5万円以上	110円	
	ワ ン タ イ ム バ ス ワ ー ド 利 用 手 数 料	ソフトウェア トークン	発行手数料	無 料	
ハードウェア トークン		発行手数料	無 料		
		再 発 行・ 追加発行手数料	2,200円		

種 類		金 額
その他手数料	貸 金 庫 手 数 料 (ご利用いただく種類により異なります。くわしくは窓口へ)	年 間 5,500円～ 11,000円
	株 式 払 込 手 数 料 (募 集 設 立)	5千万円未満 $\frac{3}{1,000} \times 110\%$
		5千万円以上 $\frac{2}{1,000} \times 110\%$
	個 人 情 報 開 示 手 数 料	1 回 に つ き 1,650円
	両 替 手 数 料	50 枚 ま で 無 料
51 枚 以 上 220円		

平日

ご利用時間			
A T M 手 数 料	8:45～18:00		18:00～19:00
	当組合カード 府下信組カード(注2)		無 料
	提携組合カード(注3)		220円
	上記以外の 金融機関カード		110円

土曜日

ご利用時間			
A T M 手 数 料	9:00～14:00		14:00～17:00
	当組合カード 府下信組カード(注2)		無 料
	提携組合カード(注3)		220円
	上記以外の 金融機関カード		110円

日曜日・12月31日(日曜日の当組合稼働店舗は松原支店のみ)

ご利用時間			
A T M 手 数 料	9:00～17:00		
	当組合カード 府下信組カード(注2)		無 料
	提携組合カード(注3)		220円
	上記以外の 金融機関カード		220円

(上記の手数料には消費税を含んでおります)

(注1) ATMでのお振込はキャッシュカードでのお取扱のみで、現金でのお振込はできません。

(注2) 府下地域提携の信用組合(7組合:金融機関コード順)

大同信用組合・大阪貯蓄信用組合・のぞみ信用組合・中央信用組合

大阪府医師信用組合・大阪府警察信用組合・近畿産業信用組合

(注3) 「しんくみお得ねっと」に加盟の信用組合

■ ご あ い さ つ 1

【概況・組織】

事業方針	2
* 事業の組織	3
* 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	3
* 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	39
自動機器設置状況	39
営業区域	39
組合員数	1
子会社の状況	25

【主要事業内容】

* 当組合の信用協同組合代理業者	25
* 主要な事業の内容	26

【業務に関する事項】

* 事業の概況	4
* 業務純益等	10
* 経常収益	11
* 経常利益	11
* 当期純利益	11
* 出資総額	11
* 出資総口数	11
* 純資産額	11
* 総資産額	11
* 預金積金残高	11
* 貸出金残高	11
* 有価証券残高	11
* 自己資本比率	11
* 出資配当金	11
* 職員数	11

【主要業務に関する指標】

* 業務粗利益及び業務粗利益率	10
* 資金運用収支、役務取引等 収支及びその他の業務収支	10
* 受取利息、支払利息の増減	10
役務取引の状況	10
経費の内訳	10

* 資金運用勘定・資金調達勘定の平 均残高、利息、利回り、資金利鞘	11
--------------------------------------	----

その他業務収益の内訳	11
------------	----

* 総資産経常利益率	12
* 総資産当期純利益率	12

【預金に関する指標】

* 預金種目別平均残高	13
預金者別預金残高	13
財形貯蓄残高	13
職員1人当り預金残高	13
1店舗当り預金残高	13
* 定期預金種類別残高	14

【貸出金等に関する指標】

* 預貸率（期末・期中平均）	12
職員1人当り貸出金残高	13
1店舗当り貸出金残高	13
* 貸出金種類別平均残高	14
* 貸出金金利区分別残高	14
* 貸出金使途別残高	14
消費者ローン・住宅ローン残高	14
* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	15
* 貸出金業種別残高・構成比	16
代理貸付残高の内訳	25

【有価証券に関する指標】

* 商品有価証券の種類別平均残高	12
* 預証率（期末・期中平均）	12
* 有価証券の種類別平均残高	15
* 有価証券種類別残存期間別残高	15

【経営管理体制に関する事項】

* 法令等遵守・顧客保護等管理・ 反社会的勢力への対応体制	17, 18
* 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	19
* リスク管理体制	19, 20, 21 22, 23, 24

【財産の状況】

* 貸借対照表、損益計算書、剰余 金処分（損失金処理）計算書	6, 7, 8, 9
** 財務諸表の適正性及び 内部監査の有効性について	9
* 会計監査人による監査	9
オフバランス取引の状況	11
先物取引の時価情報	11
オプション取引の時価情報	11
* 有価証券、金銭の信託等の評価	12, 13
* 貸出金償却の額	14
* 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	16
* 協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	17
* 自己資本の構成に関する事項	21
外貨建資産残高	25

【その他の業務】

内国為替取扱実績	25
外国為替取扱実績	25
公共債窓販実績	25
公共債引受額	25
手数料一覧	37

【その他】

当組合のあゆみ（沿革）	1
業績の報告	5
** 報酬体系について	26
** 総代会について	27, 28
利用者満足度アンケート調査結果	29, 30
トピックス	31, 32
地域貢献に関する事項	33
* 中小企業の経営の改善及び地域 の活性化のための取組み状況	34
** 「経営者保証に関するガイド ライン」への対応について	34
** 地域密着型金融の取組み状況	35, 36
* 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし

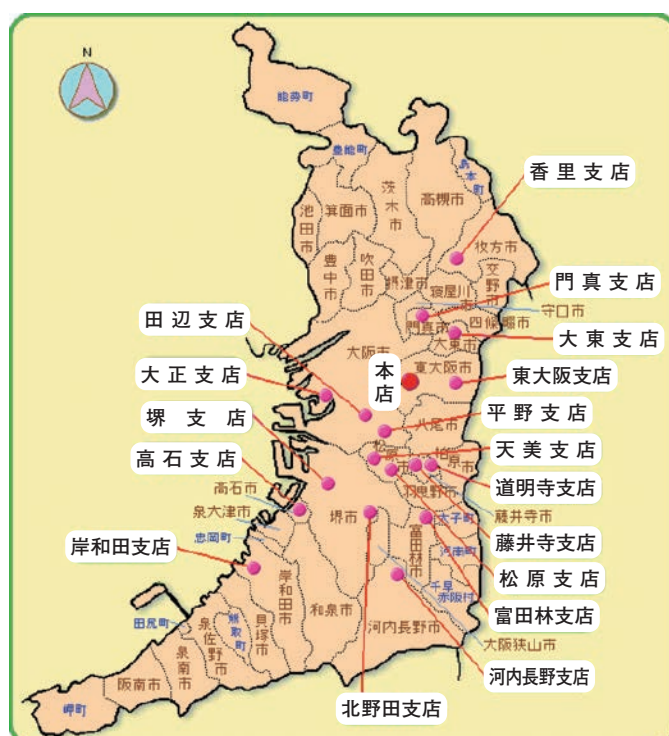
店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況 令和4年6月現在）

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 部	〒577-0842 東大阪市足代南1-11-9	06-4307-1000	—
本 店 営 業 部	〒577-0842 東大阪市足代南1-11-9	06-6720-3011	1 台
平 野 支 店	〒547-0043 大阪市平野区平野東2-2-30	06-6791-1465	1 台
田 辺 支 店	〒546-0031 大阪市東住吉区田辺6-4-4	06-6621-0535	1 台
堺 支 店	〒590-0807 堺市堺区旭ヶ丘南町3-1-2	072-247-2561	1 台
道 明 寺 支 店	〒583-0012 藤井寺市道明寺1-4-46	072-953-4141	1 台
香 里 支 店	〒573-0086 枚方市香里園町5-24	072-831-1005	1 台
門 真 支 店	〒571-0066 門真市幸福町4-24	06-6902-8931	1 台
大 正 支 店	〒551-0002 大阪市大正区三軒家東4-5-12	06-6552-5001	1 台
東 大 阪 支 店	〒579-8053 東大阪市四條町1-16	072-984-1771	1 台
大 東 支 店	〒574-0011 大東市北条1-2-1	072-878-0251	1 台
岸 和 田 支 店	〒596-0071 岸和田市魚屋町2-1	072-433-0881	1 台
高 石 支 店	〒592-0014 高石市綾園1-14-35	072-263-2500	1 台
松 原 支 店	〒580-0016 松原市上田3-1-25	072-336-1591	1 台
藤 井 寺 支 店	〒583-0027 藤井寺市岡2-5-4	072-954-1581	1 台
北 野 田 支 店	〒599-8123 堺市東区北野田1084-133	072-236-2125	1 台
河 内 長 野 支 店	〒586-0015 河内長野市本町9-21	0721-53-2785	1 台
富 田 林 支 店	〒584-0005 富田林市喜志町3-7-34	0721-24-2577	1 台
天 美 支 店	〒580-0033 松原市天美南5-18-26	072-332-5551	1 台

営業区域

大 阪 市 松 原 市 河 内 長 野 市 門 真 市 高 槻 市 三 島 郡
 堺 市 藤 井 寺 市 和 泉 市 大 東 市 枚 方 市 岸 和 田 市
 東 大 阪 市 羽 曳 野 市 高 石 市 南 河 内 郡 摂 津 市 泉 大 津 市
 八 尾 市 富 田 林 市 寝 屋 川 市 吹 田 市 四 條 畷 市 貝 塚 市
 柏 原 市 大 阪 狭 山 市 守 口 市 茨 木 市 交 野 市 泉 北 郡



お役に立ちます、あなたの街で



〒577-0842 東大阪市足代南1-11-9

TEL：06-4307-1000 FAX：06-4307-1001

ホームページアドレス：<https://www.seikyo-shinkumi.jp/>